

出身国情報報告書

ナイジェリア

2006 年 10 月 27 日

目次

序文

最新ニュース

2006 年 10 月 1 日 - 27 日のナイジェリアでの出来事

2006 年 10 月 1 日 - 27 日に刊行またはアクセスされたナイジェリアに関する報告書

段落

予備知識

地理	1.01
地図.....	1.03
経済	2.01
歴史	3.01
最近の動向.....	4.01
憲法	5.01
政治制度	6.01

人権

はじめに	7.01
国家人権委員会.....	7.05
非国家主体による迫害と国内移住	7.07
治安部隊	8.01
概要.....	8.01
ナイジェリア警察部隊	8.03
警察委員会	8.07
恣意的な逮捕と拘禁.....	8.09
拷問.....	8.10
超法規殺人	8.13
苦情申立て手段.....	8.17
ナイジェリア国軍による超法規殺人.....	8.22
軍隊	9.01
司法	10.01
組織.....	10.01
独立性	10.02
裁判の公正性	10.04
シャリア刑法	11.01
シャリア刑法の導入.....	11.01
法的枠組み	11.04
シャリアの裁判制度.....	11.06
シャリア刑法の実施.....	11.07
シャリア刑法に関する政府の政策	11.13
シャリアに対する批判の公的表現への自由	11.15
逮捕と拘禁.....	12.01
法的権利.....	12.01

麻薬犯罪で有罪宣告を受けた者及び 1990 年法令 33 号	12.03
刑務所の状態	13.01
死刑	14.01
政治的所属	15.01
政治的表現の自由	15.02
結社集会の自由	15.03
言論の自由とメディア	16.01
人権に関する公的機関、組織及び活動家	17.01
政治腐敗と政府の取組み	18.01
偽造文書の使用	18.05
信教の自由	19.01
憲法で規定された諸権利	19.01
信教の自由に対する政府の制限	19.02
宗教団体	19.04
宗教団体同士の暴力事件	19.05
2001 - 2004 年のキリスト教徒とイスラム教徒間の暴力事件	19.06
2006 年 2 月のキリスト教徒とイスラム教徒間の暴力事件	19.13
2006 年 2 月の暴力事件に対する政府及び警察の対応	19.16
2004 年のイスラム教ヤン・グウォグウォルマヤ派と政府治安部隊 の間の暴力事件	19.17
2003 年/2004 年のイスラム教アル・スンナ・ワル・ジャンマ派と 政府治安部隊との暴力事件	19.18
2005 年のスンニ派とシーア派間の暴力事件	19.21
ナイジェリアの在来宗教と儀式殺人	19.22
民族集団	20.01
民族性と社会的差別	20.03
異民族間の暴力事件	20.05
デルタ地帯における民族間の武力衝突	20.07
レスビアン、ゲイ、バイセクシュアル及び トランス・ジェンダーの人々	21.01
同性愛の慣行と法律	21.01
同性愛に対する社会の態度	21.05
障害者	22.01
女性 23.01	23.01
法的権利	23.01
政治的権利	23.02
社会的及び経済的権利	23.03
女性に対する暴力	23.04
強姦	23.06
暴力と強姦の被害者に対する国の保護	23.08
強制的結婚	23.13
女性の割礼	23.14
児童	24.01
教育	24.01
児童労働	24.03
学習障害児童のための施設	24.04
児童結婚	24.05
ピアフラ主権国家 (MASSOB) 樹立運動	25.01
デルタ地帯の武装集団	26.01
ニジェール・デルタ人民義勇軍とニジェール・デルタ自警団	26.01

民兵組織の暴力行為に対する政府の対応	26.02
武力衝突終結のための 2004 年合意	26.03
2005 年のデルタ地帯での民兵組織による暴力事件	26.04
ニジェール・デルタ解放運動 (MEND)	26.06
自警団	27.01
背景	27.01
自警団と警察	27.07
オオオデュア人民会議	28.01
秘密結社	29.01
オグボニ結社	29.02
学生の秘密カルト	30.01
学生がカルトに入会する理由	30.02
勧誘と入会儀式	30.04
カルトの活動	30.05
暴力事件	30.06
人身売買	31.01
概要	31.01
人身売買に対する政府の取組み	31.02
人身売買の被害者に対する政府による支援の取組み	31.08
人身売買に対する社会の態度	31.10
帰還した被害者女性に対する処置	31.11
帰還した被害者女性に対する迫害	31.13
医療問題	32.01
治療及び医薬品の入手可能性についての概要	32.01
HIV/AIDS 抗レトロウィルス治療	32.06
エイズ感染者に対する差別	32.09
癌治療	32.10
冠状動脈性心臓病	32.13
結核	32.14
鎌状赤血球貧血	
マラリア	32.17
精神衛生	32.18
移動の自由	33.01
出国 / 再入国手続き	34.01
亡命希望が叶わず帰国した亡命希望者に対する処置	35.01
国内避難民 (IDPs)	36.01
外国からの避難民	37.01
市民権と国籍	38.01
雇用に関する諸権利	39.01
拡大家族その他地域社会の支援ネットワーク	40.01

付属文書

- 付属文書 A - 主要事件年表
- 付属文書 B - 政治団体
- 付属文書 C - 著名人物：過去と現在
- 付属文書 D - 略語一覧表
- 付属文書 E - 引用文献出典

序文

- i この出身国情報局報告書（COI 報告書）は、亡命／人権判定プロセスに關与する職員が利用することを念頭に内務省調査統計局(RPS)が作成したものである。本報告書は、英国内でなされる亡命／人権資格請求において最も頻繁に提起される問題に關して一般的な予備知識を提供するものである。報告書本文の記載は 2006 年 9 月 30 日までに入手した情報に基づいている。「最新ニュース」の項には、2006 年 10 月 1 日から同月 27 日までの間に発生した出来事や報告書について簡単に述べた。
- ii 本報告書は、一般的に認知された外部の情報源が作成した広範囲にわたる資料のみに基づいて編集されたものであり、内務省の意見や政策を反映したものではない。本報告書に含まれるすべての情報は原資料に帰属するものであり、それを亡命／人権判定プロセス作業に従事する職員が利用できる形に編纂したものである。
- iii 本報告書は、亡命及び人権の申請過程で提起される主要な問題に焦点を当てている当該原資料の要約を提供することを目的としている。もとより本報告書は、詳細あるいは包括的な調査報告を提供することを意図するものではない。より詳細な内容について知りたい場合は、該当する原資料を直接参照するのが妥当であろう。
- iv 本 COI 報告書の構成及び様式は、特定の問題点に關する情報に素早く電子的にアクセスすることを必要とし、必要なテーマに直接あたるためにコンテンツ・ページを利用する内務省のケースワーカーならびに上訴出願担当職員の使い勝手を反映させたものである。重要な問題点についてはそれぞれの項において、通常ある程度掘り下げた説明がなされているが、一部の問題については他の項でも簡単に言及されている場合もある。そのため、本報告書において多少の重複があるのは、その構成上やむを得ないことと言わざるをえない。
- v 本 COI 報告書で取り上げた情報は、出典文書が特定可能なものに限定している。特定の主題に關連するすべての側面をできるだけ網羅するよう努めたとはいえ、該当する情報が常に入手可能であったというわけではない。そのため、本報告書の情報は、報告書に記載されている以上のものは何ら暗示していないことを理解しておく必要がある。例えば、特定の法律が議会の承認を得たと書かれている場合、特に明記されていない限り、その法律が効果的に実施されているのだと勝手に解釈してはならないということである。
- vi 繰り返しになるが、本報告書は信頼のおける情報源が作成した数多くの資料を順に並べたものである。その編纂にあたっては、異なる原資料が提示している情報に食い違いがあった場合でも、あえてそれを正す試みは一切行っていない。例えば、異なる資料文書の間で、個人名、地名及び政党名などの名称表記が異なっている場合がしばしばある。一般に COI の報告書では、綴り表記の統一は行わず、原資料文書で使用された綴りを忠実に反映させている。同様に、数字についても異なる原資料が同一対象に關して異なる数字を記載していることも珍しくなく、その場合も原文に記載されたままの数字を引用している。本報告書では、編集文字である「（原文ノ）ママ」(sic) は、引用文における文字綴りの間違いやタイプミスを示す場合に限って使用しており、この表記は引用資料の内容についていかなる注釈も加えることを意図したものではないことを断っておく。

- vii 本報告書は、実質的に過去 2 年間に発表された原資料に基づいたものである。ただし、最近の文書には記載されていない関連情報が掲載されている資料については、それより古い時期のものが含まれている場合もある。参照した文献資料に含まれる情報は、本報告書の発表時点において関連性を有すると認められたものである。
- viii 本 COI 報告書及び添付の原資料は公表された文書である。COI の報告書については、すべて内務省ウェブサイトの調査統計局 (RDS) 部分に公表されている。また、本報告書で引用した原資料の大半はパブリック・ドメイン（社会共有財産）として容易に利用可能なものである。本報告書で引用している原資料が電子的形態で利用可能な場合は、該当するウェブリンクとともに、当該リンクにアクセスした日付も示してある。また、例えば政府部局や有料サービスで提供されているような資料文書のように比較的入手しにくい文書については、内務省にコピーを希望する旨申し込めば入手可能である。
- ix COI 報告書は、我国への亡命希望者が多い上位 20 カ国について定期的に刊行されている。それらの国よりも亡命希望者数が少ない国については、実務上の必要に応じて COI 公報 (Bulletins) という形で発表されている。また、内務省職員は、特定の照会事項に関していつでも情報請求サービスを利用することができる。
- x 本 COI 報告書の作成にあたっては、利用可能な原資料について正確かつ均衡の取れた要約を提供することを心掛けた。本報告書に対するご意見あるいは原資料の追加の提案などは大いに歓迎されるものであり、内務省内の下記の窓口まで提出いただければ幸甚である。

亡命者出身国情報局

内務省

アポロ・ハウス

ウェルスリー・ロード 36 番地

クロイドン CR9 3RR

英国

Eメール: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

国別情報諮問委員会 (ADVISORY PANEL ON COUNTRY INFORMATION)

- xi 独立機関である国別情報諮問委員会は、内務省の出身国情報資料の内容について内務大臣に勧告を行うことを目的として、2002 年国籍・移民・亡命者法に基づいて設置された。同諮問委員会は、内務省の COI 報告書その他の出身国情報資料に関するどのようなフィードバックでも歓迎している。同委員会の活動内容についてはウェブサイト www.apci.org.uk にて閲覧することができる。
- xii 同諮問委員会の職務には、内務省の資料や手続きを是認する機能は一切含まれていない。委員会の活動としては、個々の内務省 COI 報告書の中から選択したものに關して、その内容を直接審議検討することであるが、同委員会がそうした検討を行っているという事実も、検討結果として委員会が提示する意見も、いずれも当該資料そのものを是認することを意味していない。同委員会が検討する資料の中には、非停止抗議国(Non-Suspensive Appeals, NSA) に指定された国や指定要請中の国に関するものが含まれている。そのようなケースでは、特定の国の NSA

への指定決議もしくは指定要請や、あるいは NSA プロセス自体が、同委員会の作業によって是認されたことを意味すると解されてはならない。

国別情報諮問委員会

PO Box 1539

クロイドン CR9 3WR

英国

Eメール: apci@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: www.apci.org.uk

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

最新ニュース

2006 年 10 月 1 日 - 27 日のナイジェリアでの出来事

10 月 26 日 ナイジェリアのデルタ地帯での騒動は鎮静化し、治安状態は政府の管理下で落ち着きをみせているとナイジェリア連邦政府が発表したことを、同国の『ディス・デイ』紙は伝えている。政府は、同地域での監視用パトロール車輛の購入を承認するとともに、同地域のインフラ改善のための計画も策定されたという。

『ディス・デイ』紙（ラゴス）、ニジェール・デルタ地帯の治安状態を掌握と政府が発表。2006 年 10 月 26 日。

www.allafrica.com

アクセス日 2006 年 10 月 27 日

10 月 23 日 ナイジェリアでは 1 日 1 ドル未満で生活する人口が 6500 万人、教育を受けられない児童数は 800 万人にのぼり、全人口の過半数が極貧の生活を強いられていると、千年紀（ミレニアム）開発目標を担当する大統領主席特別補佐官が発表したと『ディス・デイ紙』は伝えている。同紙は、こうした貧困率の高さは政治腐敗、脱税及び政治指導力の欠如に起因していると批判している。

『ディス・デイ』紙（ラゴス）、許されざる貧困率の高さ。2006 年 10 月 23 日。

www.allafrica.com

アクセス日 2006 年 10 月 25 日

2006 年 10 月 1 日 - 27 日に刊行またはアクセスされたナイジェリアに関する報告書

国際危機グループ(ICG)

『揺らぐナイジェリア連邦政府の実験』(アフリカ報告 No 119), 2006 年 10 月 25 日

www.crisisgroup.org

アクセス日 2006 年 10 月 26 日

エコノミスト調査部(EIU)

ナイジェリア国情報告- 2006 年 10 月更新www.eiu.com

アクセス日 2006 年 10 月 26 日

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

予備知識

地理

- 1.01 ユーロパワールド・ドットコムeuropaworld.comでは、ナイジェリア連邦共和国は西アフリカ沿岸国で、923,768 平方キロメートルの国土面積を有すると記述している。ナイジェリアは、西がベニン、北にニジェール、北東がチャド、東と南東部はカメルーンとそれぞれ国境を接している。ナイジェリアの気候は年間を通して比較的高温であるのが特徴である。[1]
- 1.02 2006 年 7 月刊行の米国国務省基礎情報メモのナイジェリアに関する項では、ナイジェリアの首都はアブジャであるとしている。その他の主要都市には、ラゴス、イバダン、カノなどがある。同国の人口は、2005 年現在で約 1 億 3700 万人と推測される。公用言語として英語が使われており、ナイジェリア人同士でも英語で意思疎通を図るのが一般的であるが、多くの人々がナイジェリア語の方言を 2 つ以上理解できる。中でもハウサ語、ヨルバ語、及びイグボ語が最も広く使われている。都市部の人口は全人口の 25 パーセントに満たないが、人口 10 万人を超える都市は少なくとも 24 ある。行政区分は、36 州と連邦首都圏地域から構成される。州はさらに 774 の地方自治体に細分されている。ナイジェリアの主要港湾施設は、ラゴス、ポート・ハーコート、及びカラバールにある。国内の道路の大半は未整備であるが、各州政府は中央政府からの財政支援を受けながら徐々にではあるが道路網の改善を進めている。国際空港は、ラゴス、カノ、ポート・ハーコート、及びアブジャの 4 ヲ所にある。国内線を運航するナイジェリア資本の民間航空会社も数社ある。[3c] (p1-2, 9-10)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

地図

1.03 添付の地図は、www.unhcr.orgから入手可能である。



経済

2.01 エコノミスト調査部 (EIU) 発行の『国情概略 2006 年度版』ではナイジェリアについて以下のように記されている。

「ナイジェリアの経済は、政府収入源として以外には国内の他経済部門とはほとんど繋がりを持たない飛び地的な石油部門が存在する一方で、アフリカの開発途上国で一般的に見られるような旧来型の農業、貿易及び一部限られた形ではあるが製造業に大きく依存するという二重経済の特徴を示している...政府の公式な推計によれば、近年、石油部門は、不変基準価格で評価した場合、連邦政府収入の 70-80 パーセント（石油価格により変動）、貿易収入の約 90 パーセント、そして GDP（国内総生産）の約 35 パーセントを占めている。国民の大半が主として従事している農業（牧畜、農林及び漁業を含む）は GDP の約 30 パーセントを占める」 [10a] (p25)

2.02 国際危機グループの報告書『ナイジェリア：豊富の只中における欠乏』（2006 年 7 月刊行）には、次のような記載が見られる。

「同国は人的資源にも天然資源にも恵まれているが、国民の大半は依然として貧困状態にある。かつて稼ぎ頭であった農業は現在では崩壊状態にあり、食糧輸入

額が貿易支出の 6 分の 1 を占めている。製造業が経済に占める割合は、およそ 6 パーセントで、独立直後と比べて縮小している。稼働と生産能力が限定的でしかない不必要に巨大な工業計画が国の各所に点在している。例えば、工費数十億ドルをかけて 1979 年に稼働開始したアジャオクタ製鉄プロジェクトは、27 年間で 1 枚の鋼板も生産していない。製造業部門への投資額の 3 分の 2（その大半は政府主導である）が無駄になっている」

「豊富な石油資源にもかかわらず、今や人口の 37 パーセントが極貧状態—世界銀行による定義では 1 日 1 ドル未満で生活する状態—にある。10 人に 9 人までが 1 日 2 ドル未満で生活している。同国を「開発の罠」に陥れた原因は、政治腐敗、石油価格の周期的変動、経済多様化政策の失敗である」

「...ナイジェリアは現在も何百万人もの出稼ぎ労働者を生み出し続けており、その大半は経済難民としてアフリカ、ヨーロッパ及び米国の広い地域にわたって居住している。ナイジェリア国内でウェスタン・ユニオン社が営業を開始した 1994 年以降、同社の送金サービス事業を通じてだけでも年間に平均して 30 億ドルが海外から送金されている。これは、2000 年代初頭の外国直接投資 (FDI) による年間投資額のほぼ 2 倍にあたる」[17a] (序文)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

歴史

- 3.01 ユーロパワールド・ドットコムeuropaworld.com のナイジェリアの項では、同国は 19 世紀後半と 20 世紀前半は英国の支配下にあったと記されている。1947 年英国が導入した新憲法により、北部、西部及び東部の 3 地域を基礎とする新たな連邦政府制度が発足した。1954 年には、ナイジェリア連合として自治権を獲得した。1960 年 1 月には 2 院制連邦議会が発足し、1960 年 10 月 1 日ナイジェリアは独立を果たした。初代首相にはタファワ・バレワが選ばれ、1963 年 10 月に国名をナイジェリア連邦共和国に改称している。[1]

- 3.02 英国外務省発行の『ナイジェリア国情概略』（2005 年 5 月版）には、次のように記載されている。

「独立憲法は、北部、西部及び東部の 3 自治地域による連邦国家を規定しており、各自治地域は広範な権限、独自の憲法、公共サービス、及び販売機関を持っている。それを統合する連邦政府は、統括的存在ではあるが、警察と軍隊の統制及び経済計画などをはじめとする国家的課題に対してのみ権限を有するという相対的に弱い立場にある」

「...1960 年代初頭、独立以前の時代から受け継がれてきた地域的構造が原因となって、民族中心主義的な上記の 3 地域の内部及び地域同士間において連邦での支配的地位をめぐる一連の危機と衝突が生じた。1964 年の総選挙は暴力と不正工作に見舞われた。その後も政党間及び民族間の緊張は続き、ついに 1966 年 1 月、イグボ族将校が率いる軍事政権の誕生を招いた。それ以降の独立国ナイジェリアでは、クーデター、反クーデター、そしてビアフラ共和国としての東部地域分離独立を目指して始まった内戦（1967-70 年）ならびに軍による一連の政治介入の歴史を辿ることとなる...独立後、同国に民政が布かれたのは、1960-65 年、1979-83 年及び 1999 年から現在に至る 3 つの短い期間だけである。この民政時代を挟む残りの合計 29 年間はすべて軍事政権による支配であった」[2d] (p2)

- 3.03 ユーロパワールド・ドットコムeuropaworld.com のナイジェリアの項では、1998 年 12 月に地方自治体の選挙と 1999 年 1 月に州議会選挙が実施されたと記されている。地方自治体選挙では人民民主党 (PDP) が投票数の約 60 パーセント、また州議会選挙の 50 パーセントの票を獲得している。1999 年 2 月 20 日には連邦議会選挙も実施された。選挙の結果、PDP は下院 360 議席のうちの 215 議席、上院 109 議席中 66 議席をそれぞれ獲得した。1999 年 2 月 27 日に実施された大統領選挙では、投票総数の 62.8 パーセントを集めたオルセゲン・オバサンジョが勝利し、1999 年 5 月 29 日にナイジェリア大統領として正式に就任した。1999 年 5 月 5 日には新憲法が公布、同月 29 日に正式に施行された。それから 4 年後となる 2003 年 4 月と 5 月に大統領選挙と議会選挙が行われた。オバサンジョはこの年の大統領選にも勝利し、彼の率いる PDP も同年議会選挙で圧倒的多数票を獲得して勝利した。2003 年 4 月と 5 月の選挙後にオバサンジョは大統領に就任し、2003 年 7 月に新連邦政府が発足した。[1]
- 3.04 ElectionWorld.org は 2003 年 4 月の大統領選及び議会選挙の結果を下記のように発表している。[16]

大統領選挙 - 2003 年 4 月 19 日* [16]		
候補者名	所属政党名	獲得票率
マシュウ O.F.A オバサンジョ	人民民主党	61.9
ブハリ・ムハンマドゥ	全ナイジェリア国民党	32.2
オジュク・チュクウェメカ・オデュメグウ	全進歩派大連合	3.3

* 上記大統領選挙の投票率は 69.1 パーセント

上下両院選挙 - 2003 年 4 月 12 日* [16]				
政党名	下院 - /360 議席	獲得率	上院 - /109	獲得率
人民民主党	223	54.5	76	53.7
全ナイジェリア国民党	96	27.4	27	27.9
民主連合	34	8.8	6	9.7
統一ナイジェリア国民党	2	2.8	-	2.7
全国民主党	1	1.9	-	1.6
全進歩派大連合	2	1.4	-	1.5
人民救済党	1	0.8	-	0.7
欠員	1	-	-	-

* 上記議会選挙の投票率は、それぞれ 50.0 パーセント/49.3 パーセント

- 3.05 与党PDDは 30 州の地方選挙のうち 25 州で勝利した。この地方選は大掛かりな不正工作、暴力及び極めて低い投票率によって大荒れの選挙となった。3 つの地方都市では投票用紙が足りず選挙が実施されず、多数の選挙民が投票できない状態が生じた。騒動を回避するために全国で約 25 万人の警察官が動員された。(BBCニュース・オンライン 2004 年 3 月 29 日付けの報告『ナイジェリア与党、選挙に勝利』) [8a]

最近の動向

- 4.01 2005 年 2 月、オバサンジョ大統領は憲法改正、国家資源及び連邦主義などについて審議するための全国政治会議をアブジャにおいて開催した。この会議の出席者による勧告は、将来行われる憲法改正の土台になると考えられる。会議出席者の大多数は大統領と州政府による指名を受けていたため、与党側に大きく偏向した結果となった。（BBCニュース・オンライン 2005 年 2 月 21 日付けの報告『国家の将来を思案するナイジェリア』）[8f] この全国政治会議は 2005 年 7 月に討議を終了した。会議では、石油収入の 17 パーセントを南部デルタ地帯が受け取ること、大統領及び州知事の任期を 4 年とし再選は 1 期に限り可能とすることが決定された。（BBCニュース・オンライン 2005 年 7 月 12 日付けの報告『ナイジェリア、改革議論に結論出ず』）[8c]
- 4.02 2006 年 5 月、ナイジェリア上院はオバサンジョ大統領の 3 期目再選を可能とするための憲法改正法案を否決した。審議の様子は国営テレビで中継され、上院は全会一致で同法案を否決した。経済金融委員会は、大統領の 3 期就任を可能にする勢力への支持を求めて一部の国会議員に賄賂が提供されたとする訴えについて捜査を行うと発表した。（BBCニュース・オンライン 2005 年 5 月 16 日付けの報告『ナイジェリア大統領の 3 期再選にノー』）[8i]

目次へ戻る
資料リストへ

憲法

- 5.01 ユーロパワールド・ドットコムeuropaworld.com のナイジェリアの項には、新憲法が 1999 年 5 月 5 日に公布され、同月 29 日に施行されたと記されている。[1] 新憲法では、生存権、人身自由権、公正な裁判を受ける権利、表現ならびに報道の自由、信教の自由、及び個人尊厳の権利をはじめとする基本的人権の擁護が謳われている。[6]
- 5.02 エコノミスト調査部 (EIU) 発行の『国情概略 2006 年度版』では以下のように述べている。

「1999 年の発足以来、新憲法は国内対立の原因となっている。新憲法に批判的な側は、憲法が中央政府にあまりにも多くの権限を集中させており、緩やかに形成された連邦を望む多くのナイジェリア国民の気持ちを無視していると主張している。批判の対象となっているその他の事項としては、州警察における連邦政府の支配力の強さや裁判官の任命権を連邦政府が握っていることなどが挙げられている」[10a] (p8)

「...2003 年 10 月、新体制の連邦議会で 1999 年憲法の新たな見直し作業が開始された。ここでは、前年に連邦議会合同憲法委員会が提出した見直し案を一端棚上げにされることとなった。放棄された前年の委員会報告書には、大統領と州知事の任期を再選不可の 5 年 1 期とする案、大統領職をナイジェリアの 6 つの地政学的区分地域（北西部、北東部、中部西域、中部東域、南西部及び南東部）間の持ち回りとする案、ならびに 2 名の副大統領を選挙により選出する案といった重要な勧告が含まれていた。これらの案は、国内でライバル関係にある民族政治的陣営間で権力分担を行うことに対する政治家の強い執着を物語るものである」[10a] (p8-9)

「憲法問題を解決する新たな取組みの中で、政府は最終的には、国の結束強化を目指して憲法改正の勧告を行う全国政治改革会議の 2005 年初頭開催を要求する圧力に屈する形となった。しかし、この会議は、国の石油収入配分をめぐる激しい応酬の後に石油産出地域であるニジェール・デルタ地帯の代表団が退場したため、論議の対象となった問題の大半でコンセンサスが得られず、陰湿な雰囲気の中で終了した」 [10a] (p9)

「...基本的な意見の食い違いがあることを考えれば、果たしてナイジェリアが今後広く国民の間で受け入れられる憲法を策定できるかどうか疑わしいものがある。憲法改正を煽る動きは、今後しばらく、特に、大統領の再選回数問題が表面化する 2007 年へ向けての準備期間中は、国内政治を特徴付ける要素であり続ける可能性が高い」 [10a] (p9)

「...たとえ欠点があるにせよ、現憲法は、軍事政権時代には存在しなかった個人の自由を保証している。また、憲法ではナイジェリアが世俗国家であると規定しているが、イスラム教徒の支持を得るためにシャリア（イスラム教の法律）の運用を許しているようにもみえる」 [10a] (p9-10)

政治制度

- 6.01 ユーロパワールド・ドットコムeuropaworld.com のナイジェリアの項では、ナイジェリアは連邦首都圏地域と 36 州で構成された複数政党政治制度を持つ民主的連邦共和国であると述べている。連邦行政権は、国家元首であり連邦の最高行政官兼国軍最高司令官である大統領に帰属する。大統領は普通選挙により選出され、任期は 4 年間である。国の立法権は、上下両院で構成される連邦議会に帰属する。上院は、普通選挙により任期 4 年で各州 3 名ずつと連邦首都圏地域から 1 名選出される合計 109 名の上院議員で構成される。下院も普通選挙によって選出される任期 4 年の議員で構成され、その議席数は 360 議席である。政府省庁の大臣は大統領が指名して、上院の承認を受ける。現在、人民民主党のオルセグン・オバサンジョが大統領の地位に就いている。 [1]

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

人権

はじめに

- 7.01 2005 年刊行の英国内務省 / デンマーク移民局実情調査団 (FFM) 報告書では、以下のように述べている。

「BHC (英国高等弁務官室) は、オバサンジョ政権はナイジェリア国内の人権状況の改善に取り組むと言明していることを強調している。民主体制の復活 (1999 年) 以降に発生した深刻な人権侵害事例の多くは、治安部隊による過度の武力行使ならびに彼らによるデモ参加者、容疑者、拘留者及び服役囚への過酷な扱いの結果である。このことは、インフラの未整備、構造汚職及び極度の貧困状態をはじめとする喫緊の解決を要する複雑な問題を数多く抱える国において、オバサンジョが軍出身の前任者たちから引き継いだ問題 (特に、警察力をゼロから再構築するといった問題) の大きさを物語るものである。法執行機関は、特に、財源不足により十分な訓練を施せないといった問題に悩まされている。しかし、軍政下では蔓延していた国による組織的な人権侵害の状況にオバサンジョが終止符を打ったことは確かである」 [15] (p4)

「... アブジャの日刊新聞『デイリー・トラスト』紙のカビル・A・ユスフ編集長は、1999 年以降人権面では大いに改善がみられると考えている。現在では国民は意見の表明や団体の組織を自由に行うことができる。政治的見解を理由に身柄の拘束を受けるような事態は極々少数のケースに限られている。時には個人が破壊的活動の嫌疑を受けることがあったが、そうした事例は数にすれば極めて少ない。人権侵害の大半は、イスラム教地域での宗教上の過激主義に関係したものであり、身柄を拘禁された者も数ヵ月後には拘禁状態から解放されている。軍政下でみられた人権侵害のパターンはすでに過去のものとなっている、とユスフ編集長は強調している」 [15] (p5)

「... 弁護士であり公民権団体『憲法上の権利プロジェクト』の元リーダーであるクレメンテ・ンワンクウォは、ナイジェリアでは国の代理人による意図的な迫害は発生していないと考えている。しかし、人権問題に関しては、必要な政府組織が設置されておらず、『問題に真正面から取り組んでいない』ことが深刻な問題であると語っている。問題は、当局が依然として人権侵害事例を容認しており、特に当局による虐待やハラスメントに対して警察捜査を行えるようにする規則などに関して、政府の組織体制が多くの欠陥を抱えていることである」 [15] (p6)

「ンワンクウォ弁護士は、1999 年以来ナイジェリアはかなり民主化を推進してきており、憲法上の権利も回復されていると言う。しかし、現実には、国家警察部隊や治安部局は軍政時代からの独自の慣行をかなり継承しており、依然として問題はあるという」 [15] (p6)

- 7.02 1999 年の民主政治の復活以降、人権状況に改善は見られるとはいえ、人権侵害事例は依然として報告されている。この状況について米国国務省の『ナイジェリアに関する人権問題報告書 2005 年版』は、次のように述べている。

「人権に対する政府の実績は [2005 年時点で] 依然として褒められたものではなく、あらゆるレベルの政府職員による侵害行為は継続している。インフラの未整備、構造汚職及び全般的な経済政策の過ちなどが経済成長を阻んでいる。同国の

富の大半はごく少数のエリート達の支配下に集中している。国民の 70 パーセント以上が 1 日 1 [米]ドル未満で生活している。[2005 年には] 以下に示すような人権侵害問題が報告されている。

- 政権交代を選択できる国民の権利の縮小
- 政治的動機に基づいた治安部隊による超法規殺人ならびに過度の武力行使
- 自警団による暴力行為
- 受刑者、拘留者、及び犯罪容疑者に対する殴打
- シャリア法廷による厳罰
- 刑事免責
- 生命を脅かすほど過酷な刑務所の状況
- 恣意的逮捕と裁判前の長期間拘留
- 司法に対する行政の介入と司法の腐敗
- プライバシー権の侵害
- 言論、報道及び集会の自由に対する制限
- 信教と移転の自由に加えられた制限
- 家庭内暴力と女性差別
- 女性の性器割礼 (FGM, female genital mutilations)
- 児童虐待と児童買春
- 地域社会での暴力と民族、地域及び宗教に対する差別
- 売春と強制労働を目的とした人身売買
- 労働者の権利に対する制約
- 児童就労」[3a] (序文)

7.03 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) が 2006 年 1 月に発表したナイジェリアに関する『人権総覧』2005 年報告書では、2005 年に次のようなことが起きたことが記述されている。

「ナイジェリアではきわめて重大な人権問題が未解決のままである。重大な人権侵害、特に治安部隊や政府職員による人権侵害に対してしばしば適用される刑事免責の問題について、ナイジェリア政府はほとんど何の取組みも行っていない。1999 年バイエルサ州オディと 2001 年のベヌエ州での軍による数百人に上る大量殺戮の責任を司法により問われた者は一人もいない。また、拷問や殺人をはじめとして、ナイジェリア警察部隊で広範囲に行われている侵害行為について隊員が責任を問われることもほとんどない。これまで連邦政府は汚職撲滅に多少の取組みを行ってはいるものの、国民の圧倒的多数が極度の貧困状態で暮らしている一方で、汚職は国の広範囲に蔓延し続けている。蔓延する汚職は、直接社会経済面での権利の侵害へと繋がり、また、暴力や地域社会間の緊張を悪化させる原因ともなっている」

「近年、ナイジェリアは、政府の不手際と政治的操作のせいで火に油を注ぐ形となった地域社会間の武力紛争により繰り返し壊滅的な影響を受けている。そうした未解決に終わっている対立関係は、2006 年に予定されている大統領予備選挙や 2007 年の総選挙をめぐる熾烈な政治的競争によってさらに暴発しやすくなる可能性がある。政治家たちが前回 2003 年の統一選挙の正当性を揺るがしたのと同様の暴力的戦術に再び訴えるのではないかと危惧する者は多い」

「1999 年の軍政終結後、民族、宗教その他の区分に沿った地域社会間の武力衝突によって何千人もの生命が失われている。近年の最悪のケースに匹敵するような大規模の地域社会間紛争は 2005 年には起きていないが、例えば、クワラ州、

デルタ州及びエド州では、何十名かの死者が出たと言われている地区レベルの小規模衝突が 2005 年全体を通して発生している。ヒューマン・ライツ・ウォッチでは、2001 年以降プラトー州だけでも地域社会間紛争で失われた人命は、2004 年の 700 名を加えると、2000 名から 3000 名に達すると推定している」

「ナイジェリア国内で頻発する地域間衝突の下敷きになっている（公民権、環境や人口の圧力、必要な公的サービスを提供できない政府の基本的な失敗、宗教上の過激主義、経済的衰退、政治腐敗、地域社会間の分断を狙う冷酷な政治的操作などをめぐる）対立の継続は、複雑であると同時に暴発の危険性を孕んでいる。しかし、ナイジェリアの連邦及び州政府の官僚は、こうした事態が発する警告信号をとらえ損なっている場合が多く、そうした警告信号を武力紛争の発生防止に生かせておらず、紛争発生時にも効果的な対応ができていない。とりわけ、武力衝突が起きた際に現場に治安部隊の影も形も見られないことが珍しくなく、また、人権侵害に対して訴追が行われないことが人権侵害の周期的発生と侵害者に大胆な行動をとらせる原因ともなっている。例えば、プラトー州とカノ州で 2004 年に起きた武力衝突で襲撃を教唆し計画した者たちは、司法による責任追及を逃れているように見える」 [22e] (p1)

- 7.04 2005 年の人権侵害状況に関して、2006 年に発表された『アムネスティ・インターナショナル 2005 年年間報告書ナイジェリア編』では、次のように記述されている。

「依然として死刑判決の言い渡しはあるが、死刑執行は行われていない。ある政府委員会では死刑の一時停止もしくは死刑廃止を勧告しているが、他の政府委員会では、未成年も死刑対象としている現状の継続を提唱しており、伝えられるところでは、刑務所の混雑緩和のために死刑囚に対する刑の執行を要求しているという。ニジェール・デルタ地帯の治安部隊は、石油生産の途絶防止を口実にして、また、地域社会からの抗議行動への対応措置として、訴追を受けることもなく住民の殺戮や地域社会の壊滅を行っている。女性に対する暴力も、家庭内での暴力をはじめとして依然として社会全体に見られる。家庭内暴力を罰する法律を制定している州も一部あるが、連邦政府は、差別的な法律の見直しや、『人間と人民の権利に関するアフリカ憲章のアフリカ女性の権利に関する議定書』に準拠するよう国内の法律修正を行うまでには至っていない。首都アブジャで起きた警察による 6 件の超法規処刑行為に対する国民の怒りを受けて、捜査が進められ容疑者の警察職員が起訴されている。しかし、人権侵害について捜査が行われることは皆無に近く、加害者が法的責任を問われることもない。1966 年から 1999 年までの期間に行われた人権侵害についての司法委員会の調査結果がようやく公開されたが、委員会の勧告を実施する計画については、政府は何の発表も行っていない。人権擁護活動家やジャーナリストは、現在もハラスメントや不法拘留を経験している。3000 人以上の人間が十分な事前通告も受けず、代替住居の手当もなく、大規模な強制立ち退きで家を追われホームレスにされている。また、政党間や政党内部での武力衝突による犠牲者の数は全国的に増加している」 [12f]

国家人権委員会

- 7.05 ヒューマン・ライツ・ウォッチが 2005 年 7 月に発表した報告書『切り刻まれて眠る—ナイジェリアにおける警察の拷問と拘留中の死』は、次のように述べている。

「1995 年に設立された半官半民機関である国家人権委員会 (NHRC) は、ナイジェリア国内における人権の推進と擁護を負託されている。同委員会には、拷問をはじめとする人権侵害の監視と捜査を行う権限が付与されている。しかし、同委員会は基本的に 2 つの点でハンディキャップを負っていると言える。1 つは、絶対的に人員不足である点、もう 1 つは、侵害について捜査しても救済策を実行する司法権を有しておらず、政府に対して勧告を行うだけである。そのため、同委員会の機能を効果的に実行することは不可能といえる。同委員会の果たす役割を大々的に宣伝する取組みにもかかわらず、NHRC は未だ一般国民にとって相対的に遠い存在である。大多数の国民は NHRC の存在自体を知らず、また、地方支部も人員不足に悩まされている。委員会に寄せられる拷問に関する苦情申し立て件数の低さが、その実情を物語っている。例えば、2003 年に法執行機関職員によってなされた拷問事件として同委員会に告発された件数はわずか 25 件である」

[22b] (p62-63)

「各被害申し立てについて同委員会の捜査官が事実の検証を終えると、調査の詳細が警察 / 人権委員会協議会を通じて警察長官 (IGP) のもとに送達される。定期的開催される協議会では、拷問その他の人権侵害ケースを警察当局に知らせ、内部規律の強化を勧告する上での正式なチャンネルとなっている。同委員会の幹部職員がヒューマン・ライツ・ウォッチに語ったところでは、委員会の介入によって、これまで数多くの警察官が拷問を含む人権侵害を行った事で免職あるいは組織内制裁処分を受けているが、訴追されたものはいないとのことである」

[22b] (p63)

- 7.06 英国内務省 / デンマーク移民局実情調査団報告書では、NHRC に関して次のように述べられている。

「NHRC の副委員長であり同時に委員長法務担当特別補佐官でもあるトニー・オジュクウは、NHRC はナイジェリア政府内で唯一の人権組織であると説明する。州レベルで人権を担当する機関は存在しないため、NHRC の地方支部が各地に設立されているという。地方支部が設けられているのは、ラゴス (ラゴス州)、マイデュグリ (ボルノ州)、ポート・ハーコート (リバー州)、カノ (カノ州) 及びエヌグ (エヌグ州) である。近々、ジョス (プラター州) にも支部が開設される予定である」

「オジュクウの説明によれば、NHRC は人権侵害事件の記録、被害を受けた個人からの苦情申し立ての受付け、ならびに政府及び当局者への人権に関する助言などを行っているという。超法規殺人、家庭内暴力、当局者による権限乱用、不法逮捕及び拘禁、警察官による暴力、年金及び協同組合事項ならびに環境問題などに関連して、過去 12 ヶ月の間に NHRC が受領した苦情件数は約 800 件である。しかし、これらのうち同期間に訴追に持ち込まれたケースはわずか 2 件しかない」

[15] (p36)

非国家主体による迫害と国内移住

- 7.07 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書は、非国家主体の迫害を受ける恐れがある個人は警察の保護を求めることも可能としているが、同時に次のようにも述べている。

「しかし、ナイジェリア国家警察 (NPF) は、警察よりも武装水準が高い可能性があるグループもしくは個人の身柄を拘束することを躊躇するため、結局、警察による処置が何も行われなままになる。また、そうした団体に対してNPFが行動を躊躇するのは、彼らが政府幹部の後ろ盾を持っていることが多いからでもある。何らかの警察が動いた結果が裁判に持ち込まれても、例外なくどちらかより裕福な当事者に有利な裁定結果となる」 [15] (p31)

- 7.08 非国家主体からの迫害を回避するためにナイジェリア国内の別の場所へ移住することは可能であるが、英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書は、そのようなケースで実際に移住した者が遭遇する問題として、次のことを挙げている。

「虐待から逃れるために国内で別の居住地に移転するという選択肢は過去のどの時期でも存在した、とBHCは考えている。しかし、そうして転居した者の中には、新しい環境で周囲に受け入れてもらえず、あるいは収容設備、土地などが不足しているために困難に直面する場合もある。新しい居住地の上に[ママ] 家族もしくはその他の繋がりがあれば、転居者の状況はかなり楽になるであろう」 [15] (p37)

「ナイジェリアの内務大臣イオルキア・アユ博士によれば、同国では国家による迫害はもはや存在しないという。また、非国家主体から困難を強いられた者は国内で転居することも可能であるという。全ての国民が国内では自由に移動できる。現在では亡命先を求めて海外へ出国する理由はまったく存在しない。ナイジェリア国民が外国で亡命を求めることは国内的には決して好印象を与えるものではないが、亡命者が帰還しても特に問題に遭遇することはないと博士は言う」 [15] (p37)

「警察長官(IGP)の代理人の一人は、シャリアの管轄外に逃れるために国内の他所へ転居した人間をシャリア法廷の管轄内に戻すようなことはNPFは行っていないと公式に言明している」 [15] (p37)

「モモー [チャネルズ・テレビ局] の説明では、ナイジェリア国内で移転することにより、例えば、女性性器の割礼 (FGM)、強制結婚、シャリアの懲罰などの ‘社会的迫害’ から逃れることは可能であるという。モモー自身の見解では、FGM から逃れる女性で問題に遭遇すると考えられる唯一のケースは、収入の手段を持たない内陸農村部の女性の場合であるという。強制結婚については、居住地を移転することで結婚の取決めから逃れることは可能だとモモーは説明する。強制結婚の慣習がみられるのは大半がナイジェリア北部地域であるので、南部へ移住すれば強制結婚を回避することができる。モモーがしきりに強調したのは、ナイジェリアでは全国どこでも自由に移動できることである」 [15] (p37-38)

- 7.09 オーストリア出身国情報及び亡命調査文書センター (ACCORD)/ 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) による 2002 年出身国情報セミナー報告書のナイジェリアの項では、さらに以下のような説明がみられる。

「ナイジェリア国内で転居する場合、親戚が同じ地域社会の出身者の保護を求めるのが一般的である。しかし、誰かがその地域社会と面倒を起こしたりすると、保護をもたらすはずのネットワークそのものが新参者に対する迫害主体になる可能性もある。ナイジェリアでは非公式の連絡ネットワークが非常によく機能しており、尋ね人を探し出すのはそれほど難しくない。これはいわゆる大都会についても当てはまる。都市の住民も自分と同じ村や地域社会の出身者の近所に住んでいるからである」 [31] (p169)

「そのため国内で転居するという選択肢の有効性は、誰かがその人間を、例えば、ラゴスまで追いかけて行くかどうかによるため、一般論を述べるのは非常に難しい。ライバル関係にある民族コミュニティや自警団とトラブルを抱えているか、あるいは暴力的な対立から逃れるような場合には、移住は考えられない選択肢ではない」 [31] (p169-170)

「...自分が所属する共同体とトラブルを抱えている人々、例えば勤められた結婚やFGMを受けることを拒否している女性は、国内の別の地域にいる親戚や同じコミュニティ出身者に簡単には匿ってもらえないこともある。大半のナイジェリア人、特に女性にとって、家族と別れて暮らすことは社会的及び経済的に排除されることを意味している。そうした人々を一時的に受け入れる用意のある女性NGO（非政府組織）もいくつかあるが、当然ながら彼女たちを永遠に支援し続けることは不可能である。結局、そうした女性たちに売春に身を投じるしか途がないということになる」 [31] (p170)

目次へ戻る
資料リストへ

治安部隊

概要

- 8.01 ナイジェリアの国内治安について米国国務省 2005 年報告書は、次のように記している。

「ナイジェリア国家警察 (NPF) は法執行の責任を負う機関である。国内の治安責任は国家保安庁 (SSS) が負っており、国家治安担当補佐官を介して大統領に直属する。この年 [2005 年] に発生した社会的暴力行為の多くを警察はコントロールできず、政府はその取締りに軍を動員するケースも依然として見られた。各州の NPF 部隊の指揮は警察副長官が行う。州や地方自治体が独自の警察力を持つことは法律で禁じられている。NPF は人権侵害の取締りの任も負うが、全国の暴力犯罪発生率を著しく減少させるまでには至っていない。汚職も横行し、最も頻繁に遭遇するのは幹線道路検問所での賄賂である。多くの場合、警察は犯罪容疑者の逮捕、不法拘禁や時には処刑などを行っても処罰を受けず（刑事免責）に活動している」 [3a] (Section 1d)

- 8.02 警察拷問と拘留中死亡者報告書で HRW は次のように補足している。

「法執行機能を持つ国家機関は他にもいくつかあり、容疑者を逮捕及び拘束する権限を有しており、中には独自の拘留施設を持つところもある。該当する機関としては、国家麻薬取締局 (NDLEA)、税関、出入国管理局、ならびに不正送金やマネーロンダリングなどの一連の金融犯罪を捜査する目的で 2002 年に設置された経済金融犯罪取締局 (EFCC) がある。国内治安に影響を与える犯罪事由に対応す

るその他の 2 つの主要な機関として、情報機関、国家保安庁 (SSS) と軍情報部 (DMI) がある」 [22b] (p18)

ナイジェリア国家警察

8.03 警察拷問と拘留中死亡者報告書で HRW は次のように述べている。

「ナイジェリア国家警察は中央集権化された連邦政府機関である。これを指揮する警察長官は、大統領により任命され、大統領の監督下にある。憲法の規定により警察の全般的な運用統制権限は大統領に与えられている」 [22b] (p16-17)

「...36 州のそれぞれと連邦首都圏地域には州警察本部長の下にコマンドと呼ばれる警察隊が置かれている。コマンドを 3 - 4 個ずつまとめて 1 つのゾーン（管轄圏）を形成しており、全国を 12 のゾーンに区分している。各ゾーンは連邦警察副長官の指揮下に置かれている。各州のコマンドはさらに小さな地方コマンドに分割され、さらにその下に地区警察官僚 (DPO) に指揮される各警察署、さらに各地区内に交番が置かれる構成となっている。現在、国家警察の警官数は約 325,000 名である」 [22b] (p17)

「...連邦政府機関である国家警察は、その職員を全国各地から採用している。新規採用者はまず 36 州のいずれかのコマンドに配属される。警察官の転属制度は厳格で、数年毎に新しい任地に配置転換されるため、地域社会とは異なる民族的または宗教的背景を持つ警察官が警備にあたることもある」 [22b] (p18)

「通常の警察力と並行して暴動鎮圧を専門とする 30,000 名を擁する機動警察隊も存在する。現地MOPOLの名で呼ばれる機動警察隊は、設立当初は国内騒乱や大規模武力衝突を封じ込めることを目的としたが、現在では彼らも様々な警察任務の遂行のために配備されることもある。46 隊から成る機動警察隊は、通常警察と平行した権限構造の下で州及びゾーンのコマンド単位に編成され、当該警察本部長の指示に従う」 [22b] (p18)

8.04 HRW 報告書によれば、警察の給与は低く、人材も不足しており、また凶暴な犯罪に立ち向かうには装備不足であるとして、次のように記している。

「ナイジェリアの他の国家公務員同様、警察官は十分に訓練を受けておらず、装備は不十分であり、給与も低い。巡査レベルの平均手取り給料は月額約 61 米ドルで、月給が約 77 米ドルの学校教員の平均給与よりもわずかに低い。実際、警察内部に腐敗がはびこっているのは、下級警官が少ない収入を補おうとするためであり、低い給与と勤務条件の悪さがその原因の一部となっている。しかし、上級警察官による腐敗の動機は、そうした理由とは関係なく、純粋に貪欲さの表れである」 [22b] (p12)

「悪化する貧困状況、高失業率及び伝統的社会構造の崩壊が近年の凶悪犯罪の急増につながっており、それに対応するにはナイジェリア警察の装備では不十分である...周知のごとく、犯罪の傾向を分析または解釈するのは簡単ではないが、広く一般的にはナイジェリア国内の犯罪率、特に武装強盗の率は非常に高いと認識されている」 [22b] (p12)

「警察は従来から地域社会の安全性と治安のニーズに十分に答えられない場合も多く、その多くが凶暴な完全武装した犯罪者に圧倒されてしまうことも珍しくない。ナイジェリア警察改革の専門家によれば、警察には警備上のニーズに十分に対処可能な訓練の行き届いた人材が不足しているという。警察の制圧能力に対する国民一般からの信頼感の喪失が民間の警備団体や地域自警団の出現をもたらす

ている。中でも悪名高いのは南東諸州のパカッシ・ボーイズであるが、それに限らず規模は小さいが何百もの同様のグループが国中に割拠している」 [22b] (p13)

- 8.05 2005 年 8 月、在アブジャ英国高等弁務官室は、大統領職に付属する警察委員会のプリンス・エマニュエル・イベ議長兼特別補佐官から警察に関する情報を取得した。イベ特別補佐官は次のように語っている。

「保護に関しては、ナイジェリア国家警察の活動は全国どこでも同じである。国家警察は統合された政府機関であり、警察の対応に地域差はない。また、国民に対する警備方法においても、特定地域からの [ママ] 貧富の差などによる差別的政策は存在しない。国民を不平等に扱うような国家の政策は存在しない。ただし、問題があるとすれば、個人レベルの執行面で一定の行動がとられていない可能性はある」 [2a] (p9)

- 8.06 2006 年 1 月の超法規、即決あるいは恣意的な処刑に関する国連人権委員会特別報告者報告書では、次のように補足説明している。

「2005 年、ナイジェリアでは文民統治の下での警察人員を 325,000 名へと大幅に拡大している。しかし、この人員数でもまだ不十分である。警察官の訓練と財源は十分でなく、士気も低い。ナイジェリアは凶悪犯罪発生率の高さに悩まされているが、警察は慢性的に人手不足に陥っている。新規採用の警官が身銭をきって制服を調達したり、給与の遅配が何ヶ月も続いたり、緊急時に必要な装備を他の政府機関から借り入れたり、被害届けを提出した人（殺人事件の申立てをした人でさえ）が旅費や宿泊費を含む捜査費用の負担を要求されたりといったことが頻繁に起きている。費用負担に応じられない場合、捜査はいつのまにか取り止めになる。また、警察官の間に腐敗がはびこっているが、非常に低い給与がその原因の一部となっている」

「以上の理由に加え、警察の戦術として超法規殺人を含む武力の恣意的・不必要な行使が頻繁に見られるため、警察に対する国民一般の信頼感は薄い。警察が市民社会のほとんどすべての層による批判の対象となっていることは確かである」

「よく耳にする警察についての苦情には、非制服着用 [ママ] 警官による銃器の公然携行、警官制服の非番時の着用、ならびに物品の安全な配送を保証する見返りとして現金を要求する慣行などがある。その結果、国民の大多数は警察に対して恐怖と不信の念を抱いている」 [26b] (p13)

警察委員会

8.07 HRW の警察拷問と拘留中死亡者報告書では、次のように述べられている。

「ナイジェリア国家警察を外部から監視する主要機関としては、法律に基づき 2001 年に設置された憲法上の独立機関である警察委員会 (PSC) がある。PSC は、最高裁または控訴院の退官判事 1 名、階級が警察本部長以上の退官警察官僚 1 名、及び市民社会代表者 4 名から構成される。同委員会は、警察委員会法第 6 条の規定により、警察長官より下位にある全ナイジェリア国家警察の警察官の任命、昇進、懲罰及び免職の職責を負託されている」 [22b] (p61-62)

「同法の規定に基づいて付与された権限により、警察委員会は警察官による違法行為事件を調査し、過失のあった警察官に対する内部処分を勧告する義務を負う...PSC は違法行為を検察に付託する権限は有していない。現実問題としても、PSC には警官の違法行為について捜査を行なおうという政治的な意志は見られない。現在、重大な人権侵害のケースを含む警察の違法行為の苦情申し立てはすべて、その後の捜査のために警察に附託されている。2004 年に警察委員会は警察の虐待行為についての被害申し立てを公的組織や人権団体から 50 件以上受理したが、それらをすべて警察長官に附託している。PSC はまた、起訴あるいは有罪判決を受けた警察官の内部処分を勧告する権限を有しているが、従来それを実行したことはほとんどない。PSC はどちらかと言えば、警察副監督官が警察副長官に対して行った処分勧告案を単に承認するに過ぎない」 [22b] (p62)

「PSC の有する権限の行使を阻んでいる要因は、訓練を受けたスタッフと設備の不足をはじめとして数多くあるが、いずれもより多くの財政支援を行うことで解決可能な要因ばかりである。警察官による犯罪を独自に捜査するための人的資源を備えた組織を警察委員会内部に設ける必要がある。中でも重要なのは、事件を検察に附託できる権限をその組織に与えることが絶対不可欠である。そうすることで、身内の事件に対する捜査を頓挫させようとする警察の動きが阻止されるはずである」 [22b] (p62)

8.08 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書は、次のように述べている。

「**PSC** に与えられた任務は、NPF の組織と運営の全般的な監督である。これには、NPF メンバーの任命、規律統制および免職は含まれていない。現在のところ、こうした政治的レベルでの説明責任を実行する強力な組織を設置する政治的意志は存在しないようにみえる」 [15] (p32)

「PSC は文民による NPF の監視という考え方をまさに具現化したものであると PSC のメンバーの一人アヨ・オベは考えている。PSC は、IGP を除くナイジェリアの全警察官の任命、昇進、懲罰及び免職を行う責任を負っている。これに同意しながらも、アレミカ [犯罪学及び法社会学教授] は、PSC の組織的・財政的・実質的・人力的な強化が図られるならば、また、憲法に規定された独立機関として機能させられるならば、それは世界でもっとも強力かつ自立的な文民による監視機関の 1 つになれるはずである [ママ]と考えている。しかし、例えば、財源不

足から適切な仕組み、指揮部局、警察と指針の欠落などといったいくつかの理由から、PSCが持つそうした可能性はまだ実現するには至っていない。また、他の多くの国同様、文民監視機関とNPFとの関係にはしばしば緊張、疑念、時には露骨な敵意さえみられる」 [15] (p32)

目次へ戻る
資料リストへ

恣意的な逮捕と拘禁

- 8.09 恣意的な逮捕と拘禁の状況について、米国国務省の 2005 年報告書は次のように述べている。

「被拘留者が長期間にわたり外部との連絡を絶たれることも珍しくない。保釈が恣意的に許可されたり、あるいは超法規的な影響力に左右されることも多い。多くの地域では保釈制度が機能していないため、容疑者は長期間にわたり取調べ拘留を受けている。裁判所での審理に連れ出される前に警察から現金の支払いを要求されたと申し立てる容疑者は多い。容疑者の家族が公判に出廷した場合、警察はしばしば追加の支払いを要求することがある」

「犯罪発生時に現場の近くに居合わせた人間は、数時間から数ヶ月までにわたり尋問のために拘留されることもある。頻繁に拘留された者は、釈放後もさらなる尋問のために繰り返し警察に出頭することを求められている」 [3a] (Section 1d)

拷問

- 8.10 警察による拷問その他非人道的あるいは尊厳を損なうような扱いについて、米国国務省 2005 年報告書は次のように述べている。

「こうした行為を法律では禁じており、また人権侵害に対する罰則も設けられているものの、警察、軍、及び治安部隊の隊員は日常的にデモ参加者、犯罪容疑者、被拘留者ならびに受刑囚に対して殴るなどの暴力行為を働いている。金を脅し取る目的で警察が一般市民に身体的虐待を加えることは頻繁に見られる。法律では、拷問により得られた証拠と自白を法廷に提出することを禁じている。中には、拘留中の拷問で死亡した者もいる」 [3a] (Section 1d)

- 8.11 HRW 警察拷問と拘留中死亡者報告書では次のように述べている。

「ヒューマン・ライツ・ウォッチが被害者及び加害者から聴取した限りでは、ナイジェリアの警察が行う最も一般的な虐待の方法は、金属棒や木製の棒や板切れその他を使って繰り返し行われる激しい殴打である。その他の虐待行為としては、後ろ手に手足をきつく縛ること、天井や柱から手や足を吊るしながら腕や背中にコンクリートブロックを載せること、顔面や眼の中に催涙ガスを噴射すること、電気ショックを与えること、殺害の脅しをかけることなどが挙げられる。脅しの手段としては、被害者 [の] 頭に銃を突きつけたりあるいは足や脚部を撃つこと、石を投げつけること、アイロンやタバコの火で火傷させること、掌や長靴による殴る蹴るの暴行を加えること、悪態または脅迫で責めること、ならびに食事や水の供与を拒否することなどがある」 [22b] (p28)

「現地の人権団体、弁護士及び司法関係者の話では、拷問と拘留中の死亡の犠牲を最も受けやすいのは、軽微な窃盗から武装強盗や殺人まで各種犯罪で拘留や告発を受けている一般犯罪容疑者であるという。このグループに該当する人は 41 人おり、ヒューマン・ライツ・ウォッチはその大半と面談した」 [22b] (p29)

「多くの被害者、証言者及び現地 NGO が、容疑者の居場所を特定できない警察が容疑者の代わりにその友人や親戚にいきなり違法な逮捕、拘禁及び拷問を行ったかをヒューマン・ライツ・ウォッチに語っている。こうした違法行為は容疑者をおびき出すためや恐喝を目的としていると思われるが、警察長官代理は最近この事実を認めている。全国のマスコミが伝えるところでは、警察長官代理は 2005 年 2 月の捜査部門の幹部たちとの会合でそうした慣行を批判し、在席の警察幹部に対し「容疑者を逮捕しに行き容疑者を逮捕できなかった場合には、容疑者の母方や父方の親類を逮捕したりせずに、監視を続けるなどの手法を考えるように」と語ったという」 [22b] (p32-33)

「政府の政策に抗議する者や民族自決団体のメンバーなどのその他のカテゴリーの拘留者も警察での拘留中に殴打などの虐待を被っている。こうしたケースでは、州政府や連邦政府の政策を脅かすかそれと衝突する団体に関与したことに対する懲罰として虐待が行われているようである。最近の数年間、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、明確に識別できる民族、地域あるいは宗教団体の自治権拡大を唱道するイグボ族のピアフラ主権国家実現運動 (MASSOB) 及びヨルバ族のオオオデュア人民会議 (OPC) などといった組織のメンバーに対する人権侵害を文書で立証してきている」 [22b] (p33-34)

「...ヒューマン・ライツ・ウォッチがインタビューした犯罪容疑者の圧倒的多数のケースにおいて、拷問が行われた第一目的が容疑の犯罪についての自白を引き出すためであった。拷問は容認された尋問手段だとする考え方は警察のあらゆるレベルに浸透しているようである...ほとんどの場合、容疑をかけられた犯罪の事実を認めるまで暴行を加えられ、その後、尋問を担当した警官が自白調書を作成するか口述筆記して容疑者に署名させるのが一般的な手順であると、我々のインタビューに答えた人々は語っている。多くの被害者が、文字が読めないかあるいは調書そのものを読ませてもらえなかったため、調書に何が書かれているか知らずに署名し、自分の罪状を最初に知ったのは法廷での罪状認否の時であったと語っている」 [22b] (p36-37)

「...拷問を根絶する上で最大の障害は、社会に深く根ざした暴力に対する姿勢と警察の権限である。軍政下での長年の弾圧と残虐行為を経験している多くのナイジェリア国民は、国家機関による暴力の行使を甘受するにとどまらず、それを普通のことだとさえ考えている。警察の行為が不正で違法であることが判っている場合でさえ、苦情を申し立てるあるいは救済を求めるような力は自分たち国民にはないと考えている節もある。自らの運命を諦めているようなこうした姿勢には、インタビュー中に何度も繰り返し遭遇した...暴力に対するそうした姿勢は当然警察の中にも見られ、加害者側も拷問は容認されていると考えている。カノ州の警察本部長は、国民も容疑者を拷問にけることを薦めるだろうとさえヒューマン・ライツ・ウォッチに語っている」 [22b] (p64-65)

- 8.12 2006 年 1 月に発表されたヒューマン・ライツ・ウォッチの『人権総覧』2005 年報告書は、次のように補足説明している。

「昔からと同様 2005 年にも、警察による拷問、虐待、超法規殺人、恣意的逮捕と拘留ならびに恐喝が依然として広く日常的に行われており、時には警察幹部自身が手を下したりあるいは部下の所業を知りながら黙認していることもある。この問題を解決する上での最大の障害は、警察が刑事訴追を免れている点である。2005 年 6 月、アブジャの検問所で 6 名が殺害される事件が起きた。この殺害事件をめぐる激しい抗議が全国で起こったため、連邦当局は殺人罪で 5 人の警察官を訴追するというきわめて異例の処置をとった。ナイジェリア警察の統計によれば、近年ナイジェリア警察によって殺害された「武装強盗」の数は数千名にのぼるという。また、警察は拘留中の人間や、交通整理などの日常業務中にも多数の人間を殺害している。警察による違法行為の解決あるいは適正な捜査を確実に行うような独立した機関はナイジェリアには存在しない。軍政の終結以来、拷問の嫌疑がかけられた警察官が首尾よく訴追された例は 1 件もない。」 [22e] (p2)

超法規殺人

- 8.13 国際危機グループの報告書『ナイジェリア：豊富の只中における欠乏』では、次のように述べられている。

「独立後のナイジェリアの歴史を通じて、警察と軍は、増加一途の犯罪と政治的な動機に基づく暴力に歯止めをかけることができなかったが、一般国民に対しては無制限に武力を行使し、何千人もの死者を出している。民主政治の復活も、治安部隊による広範囲に及ぶ嫌がらせ、人権侵害、拷問及び超法規殺人に終止符を打つには至っていない。大量の報復殺人も発生している。たとえば、1999 年にベイエラ州のオディという町が軍の部隊によって破壊されたが、これは地元の若者たちが警察官 12 人を暗殺したことに対する報復として行われたと言われている。2002 年に発表された調査によれば、この時の虐殺で 2,483 名の市民が命を落としたという。2001 年には、ある武装グループが 19 名の軍兵士を誘拐し殺害したことを受けて、ベニュー州での軍の報復作戦で 200 名の市民が殺害された。それ以降、これほどの大量殺害ではないが、似たような事件が数多く発生している」 [17a] (p27)

- 8.14 米国国務省の 2005 年報告書に記載されているように、2005 年中も治安部隊による超法規殺人の事例が報告されている。

「政府または政府職員による政治的な動機に基づく殺人事件が発生している。同年 [2005 年] も依然として国家警察、軍その他治安機関による超法規殺人が行われ、あるいは犯罪者逮捕の際や、警察がデモ隊を凶暴化する恐れがある集団と判断した場合に、過剰な武力が行使されるケースが発生している」

「ニジェール・デルタ地帯の石油パイプライン近辺の犯罪容疑者と破壊容疑者に対しては致命的武力を使用するように命令されていた。多国籍石油企業と国内産油企業は、しばしば民間の警備員部隊を雇うとともに、一触即発状態にあるニジェール・デルタ地帯の石油施設の警護に配属された警察官と軍兵士の生活費を補助している。同年中に発生した凶悪犯罪の一部は、フリーランス警護隊と治安部隊の元隊員の仕業であった」

「1 月 [2005 年] に警察長官タファ・バログンが汚職で解雇されると、警察長官代理サンデイ・エフンデロは「火には火を作戰」の名で知られた連邦防犯機動部隊の活動を停止させた。この部隊は、それまでに数多くの人権侵害を犯していたからである。この年は従来と異なり、警察官が行った殺害件数の発表は行われなかったが、警察と防犯機動部隊の警官が行った超法規殺人の件数は従来と変わらないと識者は見ている。多くの場合、過剰なあるいは致死的な武力行使や拘留中容疑者の死亡について、警察官はその責任を問われていない。一般に警察は、逮捕、不法拘禁及び時には犯罪容疑者の処刑などの活動において刑事免責を得ている」

「...警察による道路封鎖は撤去すると 1 月に警察長官代理が発表したにもかかわらず、この年も警察と軍のバリケードと検問所での暴力と致死的な武力の行使は続いている。ほとんどの場合、警察はこの命令を無視したため、バリケードは全国いたる所で存続している。治安部隊は、市民を恐喝しようとするだけでなく、頻繁に彼らの殺害も行っている」 [3a] (Section 1a)

- 8.15 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書も警察によって超法規殺人が行われてきたことを確認している。

「ユスフ [『デイリー・トラスト』紙] は、武装強盗を裁判にかけずに NPF の警察官が身柄を拘束して処刑した事例が数百件も報告されていると語っている。彼の説明では、裁判は何年かかかるだけでなく、起訴された武装強盗犯が賄賂を利用して裁判を回避することもあると考えて、容疑者を町から連れ出して撃ち殺してしまうこともあるという。ユスフによれば、こうした超法規殺人は頻繁かつ広範に行われているという」

「ユスフはまた、金持ち層が個人的な争いの解決に NPF を利用することもままあり、その関係で超法規殺人が行われるケースもあると説明している。また、そのために賄賂が使われることも多いという」

「法的擁護支援プロジェクト (LEDAP) では即決処刑と超法規殺人を区別している。即決処刑は非国家主体による非合法的な殺人を意味し、超法規殺人とは警察、軍、麻薬取締機関、税関、治安組織といった法執行機関などの国家機関が行う殺人を意味する。LEDAP は、2001 年 12 月から 2003 年 12 月までの 2 年間にナイジェリア国内で即決処刑と超法規殺人の犠牲となった者は 700 名以上にのぼったと報告している」 [15] (p30)

- 8.16 米国土務省 2005 年報告書では、さらに次のようにも述べられている。

「1 月 [2005 年] に警察長官タファ・バログンが汚職で解雇されると、警察長官代理サンデイ・エヒンデロは「火には火を作戰」の名で知られた連邦防犯機動部隊の活動を停止させた。この部隊は、それまでに数多くの人権侵害を犯していたからである。この年は従来と異なり、警察が行った殺害件数を発表することはなかったが、警察と防犯機動部隊の警官が行った超法規殺人の件数は従来と変わらないと識者は見ている。多くの場合、過剰なあるいは致死的な武力行使や拘留中容疑者の死亡について警察官はその責任を問われていない。一般に警察は、逮

捕、不法拘禁及び時には犯罪容疑者の処刑などの活動において刑事免責を得ている」

「訓練されていない、乏しい武装の、管理の行き届いていない警察による市民に対する虐待行為は日常的に行われている人権侵害であり、警察がその責任を問われることもほとんどない。同年 [2005 年] も国家警察、軍その他治安機関による超法規殺人は依然として続いている」

「...拘留中の犯罪容疑者が、主に放置や厳しい処置の結果、不自然な原因で死亡している。例えば、[2005 年] 5 月 1 日にクブウァで警察がバス運転士のガブリエル・アグベインの逮捕時に彼を殴打した。翌日アグベインの家族が警察に行くとアグベインは意識不明に陥っていた。警察は彼を釈放して家族に連れ帰させ、家族はアグベインを病院に運んだが、彼は 4 日後にそこで死亡した。警察は、アグベインが逮捕時に泥酔状態にあり、健康状態も悪く、そのせいで意識を失ったのだと報道記者には発表している」

「...警察による道路封鎖は撤去すると 1 月(2005 年)に警察長官代理が発表したにもかかわらず、この年も警察と軍のバリケードと検問所での暴力と致死武力の行使は続いている。ほとんどの場合、警察はこの命令を無視したため、バリケードは全国いたる所で存続している。治安部隊は、市民を恐喝しようとするだけでなく、頻繁に彼らの殺害も行っている」

「警察と軍の職員は、暴動、財産破壊、民族間の武力衝突などの鎮圧に際して過剰な武力、時には致死的な武力を行使している。軍関係者と準軍事的な機動隊がニジェール・デルタ全域で即決処刑、暴力的攻撃その他の人権侵害を行ったという報告がいくつもなされている」 [3a] (Section 1a)

目次へ戻る
資料リストへ

苦情申立て手段

8.17 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書は、次のように記している。

「BHC によれば、警察による虐待をナイジェリア政府は容認しておらず、また、そうした虐待行為は警察内の不良分子の仕業であるという姿勢を維持しているという。虐待に遭遇した個人は自分が受けた扱いに対して正式な苦情申立てを行うことができるが、訴えについての捜査が必ずしも実施されるとは限らず、訴追にまで至るケースはほとんどない」

「...IGP の代理としてインタビューに応じた幹部官僚は、NPF は連邦の法執行組織であると説明する。ナイジェリアの法律では、すべての苦情申立てについて NPF が捜査を行うことを義務付けている。誰かが地区警察に苦情申立てを行い、それに対する NPF の対応や処置に納得がいけない場合には、地域指揮官に上訴することができる。そこでの処置にも満足できない時には、州警察本部へ苦情を申し立てることができる。それでもまだ納得できなければ、IGP (すなわち国家警察本部) へ訴え出ること可能であるという」

「すでに述べたように、IGP の代表者は NPF 職員による過剰な武力の行使はたしかに問題であること、また、多くの苦情申立てが行われていることを認めている。苦情が申し立てられると、それに関係した警察官は捜査を待つ間謹慎させら

れる。苦情の内容が立証されると、当該警察官は免職され、特定の違法行為、例えば脅迫行為や身体的危害などに対して法的措置がとられ、刑事裁判で裁かれる」

「警察の残虐行為とNPF職員によるその他の違法行為に関するすべての苦情申立てについてNPFは捜査を行う責務があることをアシワジュ [CLEEN] も確認している。アシワジュの説明では、過剰な武力行使が立証された警察官は停職及び／若しくは降格されることもあるという。警察官による残虐行為の被害者が死亡した場合には、その事件は司法省（検事総長）へ付託される。訴追された警察官は他の国民と同じ待遇を受け、同じ権利を享受している。警察官が訴追され有罪判決を受けた場合には、その警察官は自動的にNPFから免職される」 [15] (p31)

8.18 HRW の警察拷問と拘留中死亡者報告書にも、次のような説明が見られる。

「警察官による犯罪行為に対する捜査の独立性とそれに関する訴追の監視は民主警察を構成する重要な要素であるが、ナイジェリアではそれが欠落しているように思われる。人権侵害をはじめとする重大な不正行為についての申立てが個人、組織または弁護士から警察になされると、申立てを受けた警察は捜査の責任を負うことになる。訴えのあった不正行為が刑法に基づいて犯罪として認定されると、当該警察コマンド内で捜査官 (IPO) が選任され捜査を実施し、十分な証拠があれば当該事件は検察局長へ付託される。しかし、現実には、拷問を含む重大な違法行為に対して警察の捜査が十分に行われることはなく、更なる処置のために検察に事件が付託されることは皆無といってよい。これは、それを行う政治的意志が警察側に欠落していることが原因であると思われ、また、このように検察への事件付託の唯一の途が警察を介して行うしかないことから、ナイジェリア国家警察内部の説明責任には深刻な真空地帯が生じる結果となっている」 [22b] (p58)

「例外的に警察官の訴追が開始された場合でも、警察からの妨害と非協力的な対応によって公正な法の執行が妨げられることが従来から見られる。ラゴス州検察局長がヒューマン・ライツ・ウォッチに語ったところでは、彼女は訴追された警察官が行方不明になるもしくは他の警察側証人が法廷での証言を拒否した事例を承知しているという。同じようなことは、カノ州司法長官もヒューマン・ライツ・ウォッチの調査員に語っており、警察の協力を得ることはほぼ期待できないという。司法長官の話では、警察は一応の捜査は行っても、例えば、事件簿を提出しないなどして、起訴に必要な法的措置ことを拒否することがあるという」 [22b] (p58)

「2003 年、警察当局は警察苦情局 (PCB) の開設を発表した。国民が不正行為、特に警察による人権侵害に関連する事件を同局に報告すれば、各州の警察コマンドで内部捜査が行われるようにするためである。ヒューマン・ライツ・ウォッチはこうした措置が実行されることを歓迎するが、各地のPCBと人権通報デスクはほとんど機能していない。というのは、これらの組織では人員、訓練及び事務所設備が不足しているからである。カノ州の警察本部長がヒューマン・ライツ・ウォッチに語ったところでは、州警察コマンドのPCBに寄せられる苦情の数はあまり多くなく、また警察官が行った拷問についての苦情申立てはこれまで 1 件もないという」 [22b] (p60)

「ナイジェリア警察は、拷問をはじめとする重大な犯罪に対する説明責任の確保にあたって内部的な‘仲間内の観点’のことしか考慮しなかったように思える。理論的には、個人や組織が行った正式な苦情申立てが警察苦情局、人権通報デスクあるいは警察当局のどのレベルにでも受理されれば、その部署の上級職員の一人が捜査にあたることになる。軽微な不正行為の場合は、即座に懲罰措置がとられる。重大な違反行為の場合は、当該上級職員がより下位の階級の警官による同僚の審査に許可を与える」 [22b] (p60)

「このプロセスは‘懲罰審査会’として知られ、軍の軍法会議同様、告発された職員に対して同僚が尋問追求を行う警察の内部審理である。副警視以上の階級の幹部警察官を審理する場合は、警察長官が幹部職員で構成される審査委員会を設置して行う。いずれの場合も、免職、停職または降格などの懲罰処置が決定された後にその承認を得るために警察委員会に送付される。しかし、ヒューマン・ライツ・ウォッチの調査員が地方の人権団体から聴取したところでは、現実にはそのような仲間内の審理が実施されることはほとんどなく、また、審理が行われた場合でも懲罰処置や起訴に至ることはほぼ皆無であるという」 [22b] (p61)

- 8.19 2005 年 8 月、在アブジャの英国高等弁務官室は CLEEN [法執行教育センター] のインノセント・チュクウーマから警察の懲罰に関する情報を得た。チュクウーマは次のように語っている。

「懲罰制度は複数の階層で構成されている。内部的には、警察官に対する苦情申立ては上司の警察官に提出することができる。各州の警察コマンドの広報部門には警察苦情局が設けられている。また、‘おとり’捜査を行う私服警察官で構成される‘X チーム’による監察も行われている。警察長官は特別監察チームも抱えており、これは州の各組織がうまく機能しないような特殊なケースに動員される。しかし、実際には、こうした対策手段があっても、それぞれの組織が人員不足に直面していることや、ナイジェリア国家警察内では十分に高い優先順位が懲罰には与えられていないために、懲罰制度は効果的には機能していない。ただし、最近の 3 - 4 年間は、特に街頭での財物強要などに対して、主に X チームによる新たな取り組みが実施されている。過去 3 年間でおよそ 1,000 名の警察官が免職処分を受けており、警察の内部処分措置としては史上最大の懲罰となっている」

「超法規殺人の場合は、検事総長が起訴することができるが、多くの場合、そうした事例については、武装強盗の攻撃に対する警察側からの反撃の銃撃戦の最中に死亡者が出たとして言い抜けられている」

「拷問については、科学捜査などの代替捜査方法が存在しないためそれほど非難される対象となっていない。社会は警察に結果を出すように圧力をかけるが、警察は尋問された者が本当のことを話すことはないと言っているように、これはかなりゆがんだ考え方と言わざるを得ない」

「...ものを言うのは富と社会的地位である。犯罪を告発した場合、告発者は警察の捜査に資金提供する必要がある。例えば、貧乏な者が金持ちの犯罪を警察に告発しても、捜査資金を提供できる資力がなく、逆に金持ちの方が警察に金を払ってしまえば、それで事件の捜査は終了してしまうという」 [2a] (p4)

- 8.20 英国内務省 / デンマーク移民局 FFM 報告書も次のように述べている。

「ユスフ [『デイリー・トラスト』紙] は、政府がNPFを適正な管理下に置くための十分な対策をとっているとは思っていない。警察による残虐行為について何らかの捜査が行われるとすれば、それは被害を受けた地域の住民の間に激しい抗議の声が巻き起こった場合に限られる。そう言いながらもユスフは、不正行為を行った警察官が停職、免職及び起訴された事件の報道に言及した。通常、こうした事例が陽の目を見るのは、被害者が有力な人間であるかあるいは有力者とコネがある場合で、そのようなケースでは該当警察官に処分が下されるという」

[15] (p33)

「CLEENによれば、NPFの内部懲罰制度について一般の人が最もよく耳にするケースは、超法規殺人などの重大な人権侵害についてNPFがメディアで批判されている場合か、被害者が著名な人物である場合に限られるのが普通であるという。そうしたケースでは、NPFは違法行為を犯した職員を免職処分にするか、あるいは大急ぎで懲罰審査会を召集する」 [15] (p33)

「警察の残虐行為と刑事免責の個々の事例に適切な対応ができるとすれば、それはNGOまたはその他の監視者がメディアや政治家を動員して関心を高めた場合に限られると、アシワジュは念を押している」 [15] (p33)

「アレミカ [犯罪学及び法社会学教授] も、国民が注目する問題を解決するためにNPFは日常的に内部機構を使っていることを認めている。しかし、汚職その他の権限乱用で何百人もの警察官が免職されるような懲戒措置の成果が国民に知らされることはなく、そのため、警察自身もそれと気付かずに、警察権限の乱用に対する国民からの苦情申立てに対して警察は無頓着であるという印象を醸成する結果となっているという」 [15] (p33)

「刑事免責について、LEDAPIは、生存権の侵害がまかり通り、違法殺人の責任者を法により裁けない状態が広く行き渡っていると告発している。2001 年 12 月から 2003 年 12 月にナイジェリアで 700 名の被害者を出した即決処刑と超法規殺人の加害者の大半は、未だに訴追されておらず、被害者の家族に対する補償も行われていない。ナイジェリア政府は犯人を逮捕する力を持たないだけでなく、法律違反者を訴追する意志も持っていない」 [15] (p35)

「ウトミ教授は、政府はナイジェリア国内の刑事免責の問題に取り組もうとする強い態度表明をしているが、現実には改善へ向けた歩みは遅々としたものでしかないと考えている」 [15] (p35)

- 8.21 超法規、即決又は恣意的な処刑に関する国連人権委員会の特別報告者報告書は、次のような補足説明をしている。

「警察の違法行為を捜査する制度は一見したところ目覚ましいものである。しかし、実際にはそれは単なる見せかけでしかない場合があまりにも多い。捜査の結果も大概は何の処置も行わないこと正当化するか、あるいは苦情申立てを「懲罰審査会」のように内部的に処理する方向へ誘導するためのものである。警察官が懲罰や免職処分を受けることも確かにあるとはいえ、警察が超法規処刑で告訴されたケースでこの制度が機能したことはほぼ皆無である。そうしたケースでまともな捜査が行われることは稀であるし、事件がDPP（検事総長）へ付託されることはさらに可能性が低い。また、第一被疑者の警察官が逃亡して嫌疑が他の警察官にかけられ、結局、後者には証拠不十分か人違いを理由に無罪判決が言い渡されることも珍しくない。結果は、捜査制度が適正に機能しているような印象を与え、警察の刑事免責を事実上促進することになる」 [26b] (p15)

「...*内部的説明責任* [斜体強調は原文書に従ったもの] に関してナイジェリア警察の制度は不十分である。特別報告者の再三の要請の結果入手可能となった統計の貧弱さは、不良警官に対する懲罰措置以外にはほとんど厳粛な処分が行われていないことを物語っている。事実、違法行為を犯した警察官を法で裁く上で最大の妨げとなっているのは、ナイジェリア警察そのものである。警察が組織的に捜査を阻止または妨害し容疑者の逃亡を見逃していることは、各種の証拠が示している」 [26b] (p16)

「...*政府の説明責任* [斜体強調は原文書のもの] に関しては、警察の処罰は警察委員会に任されているが、警察委員会は警察による超法規殺人の苦情申立てをすべて捜査のためとして警察に再び付託することを選択している。委員会の任務が警察に力を与えているとも言える。1, 2 の優れた委員の努力にもかかわらず、委員会としての功績は見るに堪えないもので自主規制的なものであった。委員会が大統領に提出している四半期報告書は、公表もされておらず、警察が行った機械的な意思決定の惨めな記録であるとともに、差し迫った問題に対する警察の無為を示す以外の何物でもない」 [26b] (p16)

目次へ戻る
資料リストへ

ナイジェリア国軍による超法規殺人

8.22 超法規、即決又は恣意的な処刑に関する国連人権委員会の特別報告者報告書は、次のように述べている。

「軍は、市民による騒乱発生の際の治安確保において恒常的に警察機能を補うだけでなく、時には警察に代わる活動にさえ従事している。大統領は、自ら主導して動くか、あるいは州知事の要請に応じて対応措置を決定する。国防担当国務大臣が特別報告者に語ったところでは、騒乱鎮圧時には軍に行動条件が課されることはないと言っている。したがって、恣意的及び過剰な武力の行使に対して頻繁に苦情申立てが行われているにもかかわらず、その捜査や訴追はたとえあったとしてもほんの例外的にしか行われていないのも驚くには当たらない」 [26b] (p17)

「軍に攻撃を行った民兵組織への報復を市民に対して行うために、軍が町を攻撃したこともある。2001 年、19 名の兵士を拉致し殺害した民兵組織に対して、軍が入念に計画した攻撃により 200 名を超える市民を殺害するという事件がベニユー州で発生した。2003 年 4 月に連邦政府による司法調査が実施されたが、例によって報告書は現在に至るまで極秘扱いとされており、政府の十分な対応も、軍によるあるいは軍に対する措置も一切とられていない」 [26b] (p17)

「2005 年 2 月には国軍 / 警察の合同警ら隊が地元の民兵組織の指導者を探索するためにバイエルサ州のオディオマの町に入った。指導者は逃亡したが、多数の市民が殺害され、町は焼打ちの憂き目に遭っている。地元の指導者たちはこの襲撃を集団の処罰であるとみなした。連邦議会上院の委員会は町が民兵組織の指導者を匿っていたことを非難したが、この見解自体がはからずも町側が抱いた疑いを追認しているようにみえる。バイエルサ州知事も過剰な武力行使があったことを特別報告者に認めている。司法調査も行われたが、相変わらず報告書は発表されていない」 [26b] (p17)

「この種の事件が起きますと、役人は、軍は‘自己防衛’のために行動を起こしたとするか、さもなければ軍が行った市民に対する報復的処刑は正当化されると決め込むのが普通である。そのため、状況が武力衝突であろうとそうでなかろうと、武装していない一般市民の意図的殺害が国際法上もナイジェリア国内法上も明らかな違反行為であるにもかかわらず、現実には加害者は刑事免責を受けている。国防大臣は、メディアはオディとオディアマの事件を誇張しすぎており、軍は地域社会の仲裁を図るために介入するのだと特別報告者に断言している」

[26b] (p17)

「こうした事件への対応には一貫したパターンが見られる。重大な人権侵害の疑いが表面化すると、当局は調査を行うと発表するが、調査報告書は公表されないか、さもなくば調査に基づく勧告は無視される。あるべき民法および刑法上の措置がとられる代わりに報告書の作成で済まされ、誰も告発または処罰されず、損害賠償も全く支払われないか、支払われても十分な額ではない」 [26b] (p17)

軍隊

- 9.01 2006 年 1 月付けで在アブジャ英国高等弁務官室が入手した情報によれば、ナイジェリア国軍には義務兵役制度はないとのことである。新兵募集はすべて志願制のみによる。将校と兵士はそれぞれ異なる勤務条件で軍務につく。定められた兵役期間の終了以前でも希望すれば除隊を申し出る自由が兵士にはある。ナイジェリア国軍法によれば、平時及び戦時の軍隊からの脱走は、軍法会議で有罪判決が出た場合には 2 年間の禁固刑となっている。実際にもナイジェリア国軍ではこの量刑及びそれより軽い刑の適用を行っている。[2b]

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

司法

組織

- 10.01 司法制度について米国国務省 2005 年報告書は、次のように述べている。

「通常の裁判制度は、連邦及び州の予審裁判所、州の上訴裁判所、連邦控訴裁判所ならびに連邦最高裁判所で構成されている。州によってはシャリア（イスラム）法廷と慣習（伝統的）控訴法廷を民法または刑法の基盤にしているところもあり、首都圏地域（アブジャ）もこれに該当する。法律では、政府がシャリア控訴法廷及び最終控訴法廷を設置することを定めているが、年末現在、政府はかかる法廷の設置はまだ行っていない」 [3a] (Section 1e)

独立性

10.02 2006 年 2 月に発表された論文で EIU は次のように述べている。

「過去制定された一連のナイジェリア憲法はどれも司法の独立性を正式に謳ってはいる。しかし、軍政期間中、特にアバチャ政権の時代には司法権が制限され裁判所の判決も無視されることが多く、司法の権限と自主性はかなり損なわれていた。現在の文民統治に移行後は、損なわれていた司法権も部分的に回復されてきている。司法は政治的争い、特に政府内の異なる層の間での選挙や資金の分配権をめぐる係争の裁定を行う責任も付与されているが、これは多くの論議を呼ぶものとなっている。しかし、腐敗や大幅な予算不足によって司法制度はきわめて弱体化している。その結果、事件審問の長期にわたる遅延をはじめとして司法運営に停滞が生じており、それが、北部地域の多くの人間をしてシャリアの導入に傾斜させる大きな原因の 1 つとなっている」 [10b]

10.03 米国国務省 2005 年報告書は、次のようにも述べている。

「司法の独立性が法律に規定されているとはいえ、司法府が行政府や立法府からの圧力に弱い状態は依然として続いている。政治指導者たちは、特に州と地方自治体のレベルで司法に影響力を行使している。人員不足、予算不足、非効率及び腐敗のために司法制度が十分に機能しない状況が続いている。市民は、裁判の遅延や、あるいは審理を速めるためと称して小額の賄賂を司法官吏から再三要求される憂き目に頻繁に遭っている」 [3a] (Section 1e)

裁判の公正性

10.04 米国国務省 2005 年報告書は、次のようにも述べている。

「通常裁判制度における裁判は、公開裁判であり、一般的には推定無罪の原則ならびに出廷権、証人と対峙する権利、証拠提出権、弁護人指名権などをはじめとする憲法で保証された刑事裁判における個人の諸権利を尊重するものとなっている。被告は弁護人を指名する権利を有するが、弁護士を付けさせずに審理を進めることを禁ずる法律の規定は、殺人その他死刑に該当する特定の犯罪以外には、存在していない。その様な特定のケースについては、弁護人の選任が法律扶助法で規定されており、弁護人不在で審理が進められることはない。ただし、判事を買収したりあるいは「話をつける」ことは簡単であり、訴訟当事者は裁判所に公平な判決を期待できないという見方も広く行き渡っている。裁判所の多くは人員不足であり、職員の給与も低い。本職以外の収入の用件があるためとか、時には脅迫を受けたために、判事が出廷しないということも珍しくない。さらに、裁判所の職員が職務を遂行するために必要な機器や訓練も不十分で、また報酬の少なさなどから勤務意欲に欠けるケースもしばしば見られる」 [3a] (Section 1e)

目次へ戻る
資料リストへ

シャリア刑法

シャリア刑法の導入

- 11.01 2004 年 9 月に発表されたヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) 報告書『政治的シャリア？北部ナイジェリアにおける人権とイスラム法』では、次のように述べている。

「シャリアとは、主にコーラン（預言者ムハメッドへの神の啓示）、スンナすなわちハディースに記された預言者の行為、キーヤスすなわちコーランまたはハディースの理念の理解に基づく類推的な論理プロセス、ならびにイジマすなわちイスラム神学者たちのコンセンサス（一致した意見）の 4 つを根拠とするイスラム法の制度である」 [22d] (p10)

「イスラム教徒が多い諸国では、刑法及び民法の両方にシャリアが適用されている。大半のイスラム教徒にとって、シャリアは哲学でもありまた西側世界で考える以上に包括的、かつ社会関係、私生活、倫理規範に関して日々の行動を律する規則と指針の一大集合である。ナイジェリアのイスラム教徒の大多数はスンニ派である。スンニ派イスラム教内部のマリキ、ハナフィ、ハンバリ、及びシャフィの 4 つの主要思想集団は、それぞれ少しずつ異なる信仰と異なる習慣を踏襲しており、また、適用される宗教規定も異なっている。ナイジェリア国内で適用されているシャリアは、ほとんどがマリキ派のもので、これは西アフリカ及び北アフリカのイスラム教徒の間で支配的なシャリアである」 [22d] (p10-11)

- 11.02 2006 年 2 月に発表された EIU 論文には、次のような補足説明がある。

「2000 年 1 月、北西部のザムファラ州は連邦でシャリアを最初に導入する州となったが、その決議は、多宗教国家における憲法上の妥当性をめぐって全国的な激しい論争を巻き起こした。この問題が早期に解決される可能性は低い。2001 年末までに北部 12 州がシャリアを導入しており、2004 年末現在も効力を持ち続けている。しかし、シャリアの強制に対しては国内の多くの団体が反対しており、国内の宗教及び民族対立の一大原因となっている。シャリア法のもとでの期待された万民の平等が実現されていないことから、昨年中は一時的にイスラム教徒の間のシャリア支持が減少する傾向が見られた。しかし、導入州のいずれにおいても導入廃止に向かう可能性は見られない」 [10b]

- 11.03 シャリアを州の刑法に採り入れている一部の州ではイスラム教徒の全般的な支持が得られているが、2005 年 10 月 7 日付けの宗教又は信仰の自由に関する国連人権委員会特別報告者報告書でも、次のように報告されている。

「特別報告者が話を聞いたイスラム教を含む多くの人間が、シャリア刑法の導入は州民を喜ばせようとする州当局の意図に基づいて行われたものであるという見方を支持している。シャリアの拡張は、ナイジェリア社会が抱える現実の問題を解決できない政府の失策がもたらしたものであると主張する者もいる。以前からイスラム教徒は、自らの生活を非宗教的な方法で組織することに背を向ける傾向を次第に強めてきており、市民としての関心事に対するあるべき対応の仕方を見出し、イスラム教に見出してきている」

「...ナイジェリアの多くのイスラム教徒はシャリアの義務化を支持している。シャリアはすべてのイスラム教徒にとって生き方そのものであり、それを適用しないことはイスラム教徒から宗教の自由を奪うものであると、何人ものイスラム教指導者が力説している。ナイジェリアではシャリアはイスラム教徒のみに適用されることから、シャリアの導入は非イスラム教徒の宗教的自由を何ら制限することにはならないという主張がなされている。また、そもそもイギリス慣習法の根源は教会法にあり、その意味でイスラム教徒は非イスラム教の規範に基づく法的枠組みに従属させられている、と考えているイスラム教指導者は多い。ナイジェリアでは従来から常にイスラムの属人法は適用されてきている。他方、イスラム教の刑法は、適用され始めて数年が経過するが、様々な問題を生み出しており、イスラム教徒の間においてさえ全員一致からはほど遠い支持しか得ていない状態である」 [26a] (p12)

目次へ戻る
資料リストへ

法的枠組み

11.04 シャリア刑法は、犯罪と刑罰を規定した刑法、刑事事件の訴訟手続きを規定した刑事訴訟法、ならびに法廷の設置及び当該司法当局の権限に関連する法律の 3 つの部分から構成されている。結果として、シャリア法廷の管轄権は刑事事件を含む範囲にまで拡大されている。シャリア刑法と世俗的刑法の主な相違点は、ジナ（婚外交渉）や飲酒などといったシャリアに対する違反行為もシャリア刑法に付加される形となっている。これらの行為に対してはシャリア上の特定の刑罰によって制裁措置が行われる。（アムネスティ・インターナショナル報告書『ナイジェリア刑法制度における死刑と女性』） [12c] (p6-7)

11.05 シャリアと人権に関する HRW 報告書でも、以下のように説明されている。

「刑法に関しては、シャリアでは違法行為と刑罰には 3 つの大きなカテゴリーがある。第 1 のカテゴリーは、コーランとハディースに定められているハドゥド（単数形はハッド）刑である。これらの刑罰は、神によって明確に定められていることから、一定不変のものとみなされている。これに該当するのは、窃盗（身体切断刑に処される）、武装強盗（死刑または身体切断刑に処される）、婚外交渉（死刑または鞭打ちの刑に処される）、婚外交渉罪の誣告（鞭打ちの刑に処される）、アルコール飲料摂取（鞭打ち刑に処される）、及びイスラム教に対する背教または棄教（死刑に処される）がある。ただし、これらの刑については、基本的には不変とはいえ、宗派の違いや国によって異なる解釈が行われている。例えばナイジェリアにおいて背教は、おそらく国内の信仰の多様性ならびに宗教の自由に鑑みてであろうと考えられるが、北部地域においてさえシャリア刑法の違法行為には含まれていない。

「第 2 のカテゴリーは、キィサスとディヤ刑である。殺人罪と傷害罪に適用されるキィサスは、報復の思想に基づいたものであり、被告が被害者に負わせたのと同じことを刑罰として科されることで、時には方法までも同じものが使われる（例えば、殺人者は自分が殺人に使ったのと同種の武器で殺される）こともある。血の金による支払いを意味するディヤでは、被害者の家族がキィサスを要求しない場合に、金銭または財物を被害者側に提供することによって犯罪の償いが行われる。第 3 のカテゴリーはタジール刑で、被害者親族の希望に州が拘束されない場合に判事の裁量により一連の選択肢の中から選ばれる刑罰である」

「シャリヤの下では、刑法に関して、被告は常に疑わしきは被告人の利益を優先する原則が適用される。シャリヤ法廷の判事にはかなりの自由裁量が与えられており、それゆえ判決前の判事には、一定の刑罰が決められているハドゥドの場合でさえ、非常に慎重にふるまうことが期待されている。特定の犯罪については、有罪に持ち込むために必要な証拠の基準が意図的にほとんど達成不可能と思われるほど非常に高く設定されている。つまり、シャリヤ法が実際に処罰する可能性よりも抑止効果として意図されていることを意味している」 [22d] (p11)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

シャリヤの裁判制度

- 11.06 シャリヤの裁判制度について、シャリヤと人権に関する HRW 報告書は次のように述べている。

「州レベルの刑事事件に関係するシャリヤ法廷には 3 種類ある。一審の審理は下級および上級シャリヤ法廷（これらは各州に数箇所ずつ設置されている）で行われる。上級シャリヤ法廷は上訴管轄権も有しており、下級シャリヤ法廷で判決の出た事件の上訴審を扱うことができる。各州はまた、州独自のシャリヤ上訴裁判所を設けており、そこでは上級シャリヤ法廷で審理された事件についての上訴審が行われる。下級及び上級シャリヤ法廷では判事は 1 名しかおらず、これが死刑や身体切断刑などの判決を受ける犯罪事件に関する懸念の一因となっている。シャリヤの州上訴法廷では 3 - 5 名の判事により審理が行われる。これらの判事は、下級及び上級法廷の判事よりも多くの経験を積んでいるのが普通である」

「上級または下級シャリヤ法廷で判決が下されると、被告には上訴を行うかどうかを決定するために 30 日間の猶予が与えられる。実際には、30 日間の上訴期間終了後に申し立てられた上訴でも受理されるケースも多い」

「被告が州内での上訴への方途をすべて閉じられてしまい、かつシャリヤ上訴法廷が判決を確定した場合には、被告は連邦上訴裁判所、さらに最終的には最高裁判所にまで上訴することができる。これら 2 つの裁判所はいずれも連邦機関であり、またシャリヤ法廷ではない。ただし、シャリヤ法廷からの上訴を審理する管轄権を有しており、そこでの上訴陪審団には必ずシャリヤの専門知識を持った判事が参加することになっている。シャリヤの唱道者の中には、連邦上訴裁判所及び最高裁判所の判事はシャリヤに詳しくないことを指摘して、専門のシャリヤ上訴法廷が連邦レベルで存在しないことに不満を述べる者もいる。また、これらの連邦機関はあまりにも連邦政府と近い関係にあるため、シャリヤに反対する立場をとる可能性もあるのではないかと懸念する向きもある」

「州のシャリヤ上訴法廷で死刑判決もしくは身体切断の刑が確定し、被告も連邦上訴裁判所への上訴を行わない決定をした場合、刑の執行前に州知事自身が刑の執行を許可する必要がある。あるいは有罪判決を受けた人間に州知事が恩赦を与えることもできる」 [22d] (p18)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

シャリア刑法の実施

11.07 シャリアと人権に関する HRW 報告書では、次のように述べている。

「新しいシャリア関連立法の導入に続いて、大半の州政府はシャリア実施のための機構や団体を設置している。それらの中には、シャリア実施委員会や、市民の間でのシャリアの遵守を監視し違反を告発することを主任務とするヒスバアと呼ばれる団体などが含まれている。一般国民及び州の政治家たちの双方にナイジェリア連邦警察に対する深い不信の念があるため、一部の人間にはヒスバアの設置の受けは悪くなかった。いくつかの州では、例えば、不倫や姦淫、飲酒その他の違反行為などの疑いがある者の逮捕を実行するためにヒスバアが利用されている。本報告書で述べているように、特に設立直後の 1 - 2 年間には、ヒスバアのメンバーがシャリアの執行過程で一連の人権侵害に関与している」 [22d] (p16)

「...12 州でのシャリアの適用の仕方には一貫性は見られない。シャリア実施に伴う法廷とヒスバアその他実施団体の双方の熱狂度合いも、州の宗教的構成ならびにある程度は当該州の知事の政治的な気まぐれによっても大きく異なっている。その多様性の一方の極にはザムファラ州のように、非常に厳格に適用したところがあるが、そこでさえ導入当初に比べて熱情は次第に萎んできている。それと対極にあるのは、州民の約半数がキリスト教徒で、2000 年にシャリア導入の見通しが強くなると大規模な暴動と殺害が起きたカドゥナ州である。ここでは、シャリア法廷に持ち込まれる刑事事件は皆無に近く、1 - 2 の例外を除き過酷な体罰判決は下されていない」 [22d] (p16-17)

「...アラビア語でヒスバアとは公益のため、あるいは神からの報いを求めることを意図して行う好意を意味する。イスラム教のヒスバア概念は、一群のコーランの詩節とハディースに由来する。善き事や正しい事を求め悪しき事や正しくない事を妨げまたは糾弾することはすべてのイスラム教徒に課された義務なのである」 [22d] (p73-74)

「ナイジェリアの状況に照らして、ヒスバアの役割を国内の他の地域でみられる自警団のそれに譬える者もいる...たしかにヒスバアと自警団の間にはいくつか共通の特徴も見られるが、同時に重要な相違点もある。自警団の場合同様、ヒスバアのメンバーの大半は地元で採用された若者で、通常は自宅近辺をパトロールして歩き、時に違反者を見つけると、警察に引き渡すことなく、あるいは警察に引き渡す前に、その場で懲罰を与える。犯罪容疑者に対してヒスバアのメンバーが鞭打ちや殴打を加えることはあるが、ヒスバアのメンバーによって処刑が行われたという報告についてはヒューマン・ライツ・ウォッチでは承知しておらず、この点はバカッシ・ボーイズやOPCとは対照的である。ヒスバアのメンバーが棒や鞭を携行することはあるが、他地域の自警団と異なり、通常は銃器を持ち歩くことはない」 [22d] (p74)

11.08 シャリアと人権に関する HRW 報告書には、次のような記述もある。

「イスラム教徒が言い立てる大きな不満の 1 つが、政府当局はシャリアの真の精神と元来の理念を遵守しておらず、また、シャリアの実施方法のせいで宗教が政治の道具と化してしまっているというものである。我々がインタビューした多くの人が、性急にシャリアを導入したことと政治的主張を示さんがために、州当局はある種の基本的理念、特に州民に対する州の責任、ならびに犯罪を告発された

者を擁護してシャリヤが与えている寛容さ、深い同情、及び許しといった面を無視してしまっていると説明している。多くのイスラム教徒が指摘しているのが、シャリヤは生存、裁判、及び平等に対する権利をはじめとする基本的権利を促進するものであるにもかかわらず、こうした側面もナイジェリアでの適用においては無視されてしまっているということであった。もし州知事が誠実であり、シャリヤを正しく適用するつもりがあったなら、もっと時間と手間をかけて準備して州民を教育していたはずであり、そうすれば乱用を最小限に抑えることができたはずだ、と彼らは言っている」 [22d] (p91)

11.09 宗教の自由に関する国連人権委員会報告書は、次のように述べている。

「シャリヤ刑法があまりにも短期間に採用されたために、刑法規定の実際の実施に関して多くの問題と懸念が生じることとなった。シャリヤ法廷における最初のレベルの判事は必ずしも法律家である必要はないため、判事たちは十分な訓練を受けていないことが懸念されて論争の種となっている。時には、新しい法律が採用された後、証拠や訴訟手続きの規則が無視されたりあるいは遵守されなかったり、被告が法定代理人を選ぶ権利を奪われ性急に有罪判決が下されたり、中には自分が何の罪で裁かれているのかあるいは自分の裁判が持つ意味を理解していない場合もあった。この点については、特に女性や社会的弱者に関して、イスラム法のもとでの全般的な権利と義務の意識の欠落こそが懸念が生まれる真の原因であるといえる」 [26a] (p12)

「...シャリヤ刑法の実施に対して最も激しく反応したのは、当該州に住んでいる宗教的少数派、特にキリスト教徒たちであった。彼らにはシャリヤ刑法は適用されないにしても、これは当然の反応である。彼らが非難するのは、シャリヤが実施されることで様々な状況において彼らの権利が間接的に侵害され、あるいは彼らが被害者になるような差別が生み出される可能性があるということである。この点に関しては、アルコールの禁止や公共交通機関利用における宗教的分離などの新規則は、宗教的少数派が自分たちの規範にしたがって生活することを妨げることから、彼らの自由を間接的に制限することになる。シャリヤの精神を厳格に適用しようとしているザムファラ州のようなところでは、交通機関、利用保健施設及び公立学校での宗教的分離が行われており、これに対してキリスト教徒は彼らの自由が侵害されていると主張している」 [26a] (p13)

「実際、キリスト教またはその他宗教的少数派はラマダンなどの慣行を遵守することは期待されていないが、その期間中はレストランや食事の場所を閉鎖することを強要されている。この期間は非イスラム教徒も自宅で食事することを余儀なくされるという意味で、少なくとも部分的には一種の宗教的義務に従わされることになっているといえる。また、こうした拘束があることで、経済の外食部門に従事する非イスラム教徒はかなりの経済的損失を被っているとも伝えられる」 [26a] (p13)

「多様な人口構成の地域でシャリヤ刑法を実施する別の問題として、シャリヤに制約されるのは誰で、されないのは誰かについて明確な線引きをすることが不可能な点がある。例えば、あらゆる異宗教間の婚姻関係において、イスラム教徒のパートナーはシャリヤ制裁の対象となる一方で、非イスラム教徒のパートナーはその対象から外れるという場合でも、家族全体としては影響を受けるという事実がある。このように、特定の禁止事項を適用することで非イスラム教徒の権利が侵害される結果になる」 [26a] (p13)

- 11.10 シャリアの実施についてイスラム教徒の中には幻滅感を感じている者も出始めているとはいえ、シャリアと人権に関する HRW 報告書でも述べられているように、北部ナイジェリアにおいては依然としてシャリアに対する広範な支持が見られる。

「ヒューマン・ライツ・ウォッチがインタビューしたイスラム教徒の多くは、彼らの州でのシャリアの導入の仕方に次第に幻滅感を感じ始めていると語っている。それにもかかわらず、その実施が正確かつ誠実に行われるならばという条件付きで、シャリアを維持し続けたいという望みが北部の国民の間には根強く存在している」 [22d] (p90)

- 11.11 2004 年 10 月にノルウェー移民局から刊行されたナイジェリアに関するノルウェーの実情調査団報告書は、次のように述べている。

「1990 年以降にシャリアが実施された 12 州の間ではそのシャリア立法は大体において同じ内容であるが、異なる州におけるそれぞれのシャリア裁判制度同士間に連携関係と言えるようなものは存在していないことを強調しておく必要がある。例えば、カノ州でシャリア法に違反しても、それはソコト州のシャリア法の下での起訴を意味するものではない。北部の州でシャリア関連の告発を受けた者がその州から出てしまえば、警察はその人間の身柄を拘束して元の州に連れ戻すことはしない。なぜなら、警察は連邦機関であるため、連邦法の範疇外にある裁判制度に対する責務は負っていないからである。一般的に、ヒスバア自警団も州境を越えて誰かを追跡するほどの人的経済的資源は持ち合わせていない」 [37] (p9)

- 11.12 ACCORD/UNHCR の 2002 年出身国情報セミナー報告書のナイジェリアの項にも次のような説明が見られる。

「シャリア法が適用されていない別の州へ転居することでシャリア法の適用を逃れることも可能である。北部地方のシャリア刑法と南部の一般的刑法のいずれでも処罰対象となっている違反行為を行った場合には、当然ながらそれらの両方の法によって告発されるであろうが、北部諸州のシャリア刑法の下でのみ処罰される行為についてそれら以外の州で起訴されることはない」 [31] (p164)

目次へ戻る
資料リストへ

シャリア刑法に関する政府の政策

- 11.13 北部諸州におけるシャリアと人権に関する HRW 報告書では、次のように述べている。

「シャリアの導入に対して連邦政府は当初から受身の姿勢を採り続けてきている...政府の幹部職員の中には、特に石打ちによる死刑判決などの特定の側面について個人的な反対を表明している者もいるが、そうした判決の宣告を阻止する介入を行うにまでには至っていない。その代わりに、上訴制度を活用して、過酷な判決を受けた者に対して上訴裁判所で最終的に無罪判決を出すことを考えているが、これには非常に時間がかかり、その分だけ被告が心理的苦しみを味わう期間を長引かせるだけである。また、かかる刑罰を規定している法律を修正することを連邦政府が主張しているわけでもない。この点に関して連邦政府は、あからさまな人権侵害の正当化のためにシャリア制度が利用されている場合でも、依然として州知事に完全な自治権を認めている」 [22d] (p99)

11.14 宗教の自由に関する国連人権委員会報告書も、次のように説明している。

「ナイジェリアにおけるシャリア刑法の採用により引き起こされた重要な問題の 1 つはその合憲性である...シャリア刑法を非難する者の多くは、刑事問題をはじめとするイスラム教徒国民の行動を宗教という基準のみによって管理することは国教を採用することに等しい」

「...2002 年、連邦司法大臣はシャリア刑法を採用している北部諸州に対してそれら刑法が様々な理由により憲法違反である旨を強調した書簡を送った。しかし、現在までのところ最高裁判所レベルあるいは連邦上訴裁判所においてシャリア刑法の合憲性に対する異議申し立ては行われていない。なぜこうなったかを説明する理由には様々なものが考えられる。例えば、下位のシャリア法廷で宣告される判決の多くが上訴により却下されるのが普通であることや、最高裁での合憲性審理を請求できるのが提訴権を有する者（すなわち、これら刑法の適用によって個人的に影響を受けたために訴えを起こすことに関心を有している者）だけであるため、非政府組織その他の主体が違憲審理を請求することができないなどである。しかし、特別報告者が面談した者のうちの何人かは、違憲性が問われていない理由として、イスラム法に従属している大半の市民がシャリアの法的正当性への疑いを差し挟むことを恐れているためであると説明している」

「シャリア法の賛同者は、憲法では刑法を採択する立法権限が州に与えられており、また、憲法で保証された宗教の自由の権利は国民がイスラム法の適用を受けるかどうかを選択する権利を認めるものでもあり、彼らの生活を支配できる法は他には存在せず、憲法と言えども例外ではないと特別報告者に語ったイスラム教徒も複数いる」 [26a] (p14)

[目次へ戻る](#)
[資料リストへ](#)

シャリアに対する批判を公的に表現する自由

11.15 北部ナイジェリアにおけるシャリアと人権に関する HRW 報告書では、次のように述べている。

「ヒューマン・ライツ・ウォッチは、北部諸州の州政府当局がシャリア批判に対して組織的な抑圧を加えていることを示す実質的な証拠は発見していないが、シャリアに対して、またその延長で州政府の政策ややり方に対して批判の声を上げることが人々が怖がるあるいは躊躇するような雰囲気が醸成されていることは確かである。こうした風潮によって影響を受けているのはキリスト教徒ではなく、イスラム教徒である。シャリアの導入後間もない頃に、一部のイスラム教指導者や学者を含む政府の批判者に対して公然と不信の目や嘲笑が向けられるという事態が起きている。彼らはシャリア導入の長所や短所について自由に率直な議論は避けるほうが無難であると強く勧められ、時には公然と抑圧された」 [22d] (p86-87)

「シャリアについての見解に直接関係した逮捕、拘留あるいはその他の重大な人権侵害を受ける者がいたことを示す文書はほとんど存在しないが、ナイジェリア北部社会にはシャリアあるいはシャリアの適用方法について露骨にないしは公然と批判することに対する強い躊躇がみられる。ヒューマン・ライツ・ウォッチの

調査員たちは、公然とではないが私的な会話ではシャリアについて強い違和感を示しめすことに吝かでなかった学者、人権活動家、女性団体のメンバー、弁護士その他批判者の間にも、ある種の自己規制が働いていることに気付いている。そのような見解を公に表すことは危険すぎてできないと彼らは断言している」

[22d] (p88)

「...彼らが批判を公然と口にしながらない主な理由は、反イスラムのレッテルを貼られることを恐れているからである。シャリアの批判者と思われた者は反イスラムとして非難されるのが普通である。たとえどれほど強くシャリアに対する批判の念を抱いたとしても、周囲からそのような目で見られるリスクを進んで冒す者は北部ナイジェリアにはほとんどいない。こうした自己検閲の結果、一部のもっとあからさまな人権侵害や、そうした問題についての誠実で率直な公開討議の不在などをはじめとするシャリアのもっと物議を醸す側面について、北部の市民社会では何も語られなくなってしまうている」 [22d] (p88)

「宗教の政治化により、北部諸州政府に対する批判は、たとえそれが宗教や宗教法の問題に関連していなくても、また、批判の対象が特定の法的あるいは技術的な事項に過ぎない場合でも、自動的に反イスラムの烙印が押されてしまうことを意味するようになってきている。1999 年の選挙の後遺症として、北部では野党諸政党が州政府の批判を行うとすぐさま反イスラムだと非難されることがしばしば見られた」 [22d] (p88-89)

「...2003 年頃を境として、そうした風潮にも少しずつ変化の兆しが出ており、議論を容認する雰囲気が見え始めている。北部地域で広く読まれているデイリー・トラスト紙などの一部の新聞にシャリアの適用を公然と批判するイスラム教徒が書いた記事が載るようになってきている。カドゥナ在住の某人権活動家兼研究者によれば、現在は落ち着いた雰囲気になっており、市民は以前より自由にこの問題を議論できるという。2000 年と 2001 年には、シャリアに賛成か反対かという議論しかなかったが、現在ではもっと冷静な議論が行われるようになってきていると説明された」 [22d] (p89)

「しかし、人権団体や女性団体をはじめとする北部の非政府組織の多くは現在に至るまで、一部刑罰の残虐性を含むシャリアの中核を成すとみられている議論を醸す問題に真正面から取り組むことを依然として避ける傾向があり、活動の中心を大衆の意識の変革、教育、その他さほど神経を尖らせる必要のない分野に限定している」 [22d] (p90)

「...その結果、シャリアに対する批判の大半が、ナイジェリアの南部その他地域のキリスト教徒が大半を占める市民団体か、外国の組織または国際機関からのものになっている。そのため、意見の二極化が起き、キリスト教や西側の組織がシャリアに対する「攻撃」を先導しているとみなされるようになってきている。現在のところ、北部のイスラム教徒に対する批判としてこれ以上にニュアンスに富んだ批判は聞かれない」 [22d] (p90)

目次へ戻る
資料リストへ